

編輯部 情報閣内

週報

三月一日號

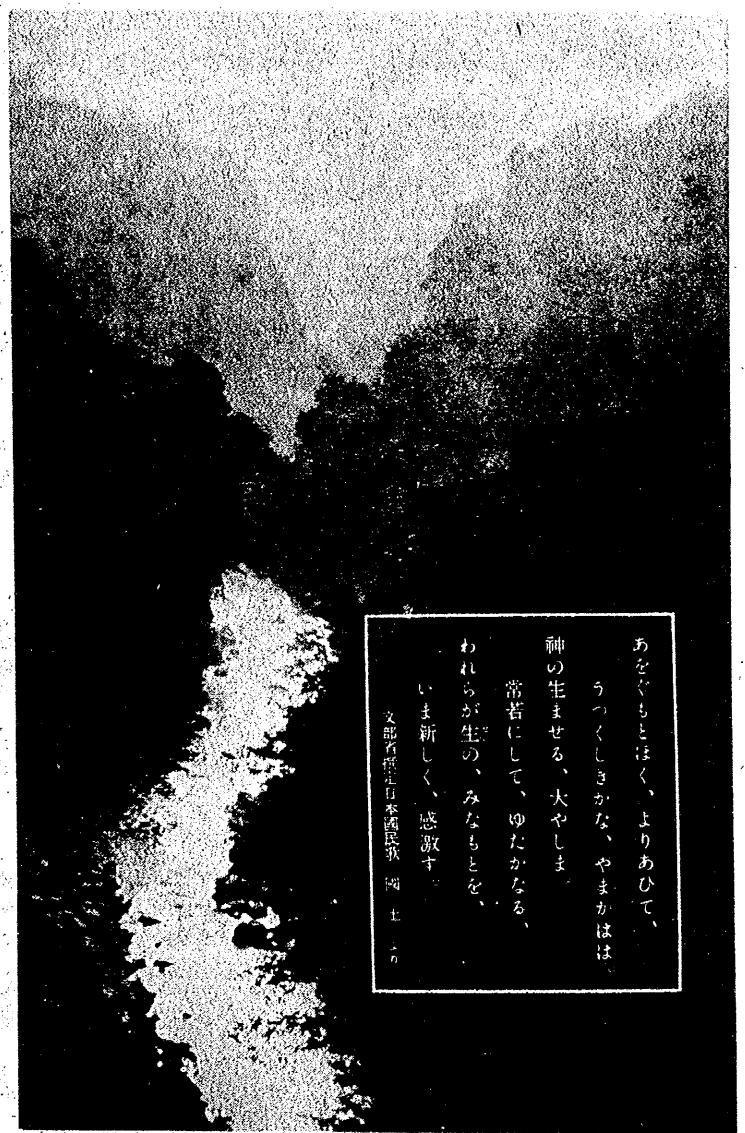
人事調停制度の確立
海軍と利材
ビルマの騷擾

第二四號
昭和十四年三月一日
日第三〇九號
行
(每週一回水曜日發行)

五錢



露光量違いにより重複撮影



あをぐもとはく、よりあひて、
うつくしきかな、やまかはは
神の生ませる、大やしま
常苦にして、ゆたかなる、
われらが生の、みなもとを、
いま新しく、感謝す
文部省衛生日本國民歌 四上

週報

三月一日 第二四號

- 皇子御誕生に關する御儀式について.....宮省(二)
- 人事調停制度の確立.....司法省(八)
- 海軍と利材.....海軍省海軍軍務普及部(二六)
- 海軍では如何に物資を活用してゐるか——
- 銃後奉公會について.....厚生省(二四)
- 電氣關係標準用語の決定.....企画院(二八)
- ビルマの騷擾.....外務省情報部(三〇)
- 警防團とは.....内務省(三八)
- 時局に關する内閣訓示.....(四二)
- ◇最近公布の法令.....内閣官房總務課(四四)

露光量違いにより重複撮影

週報

三月一日

第二四號

皇子御誕生に關する御儀式について

宮省(二二)

人事調停制度の確立

司法省(一八)

海軍と利材

海軍省海軍軍事普及部(二六)

海軍では如何に物資を活用してゐるか

銃後奉公會について

厚生省(二四)

電氣關係標準用語の決定

企画院(二八)

ビルマの騷擾

外務省情報部(三三)

警防團とは

内務省(三八)

時局に關する内閣訓示

内閣官房總務課(四二)

◇最近公布の法令

内閣官房總務課(四四)

皇子御誕生に關する御儀式について

宮内省

新宮殿下御誕生前後の諸儀式について申述べたいと思ひます。

御著帯の御儀

皇子御誕生に關し、先づ行はれます御儀式は、御帶進獻の御儀、賢所・皇靈殿・神殿に著帯奉告の御儀、御著帯の御儀であります。

御著帯は御吉例として、民間に於けると御同様、御五月の戌の吉辰を選ばせられ、御内著帯を行はせられますが、これは公の御儀式ではなく、御胎内の皇子も御健かに御成育遊ばされ、御九月に成らせらるゝに及んで、公式に御著帯の御儀を行はせられます。先づ御帶親として、皇族男子の御年輩の方が選ばれ、次いで、天皇陛下より御帶親の宮が御帶を承けて、皇后陛下に進獻せられます。これを御帶進獻の御儀と申すのであります。當日御帶親の宮は、勅旨を奉じて、生平絹一丈二尺、幅を半ばより折り、三重に之を帖み、白の鳥子紙二重にて之を裏み、其の表に金泥を以て松鶴を畫き、蒔繪の御衣篋に納めたのを、宮附宮内高等官に授けられ、御使はこれを奉じて、皇后陛下の本

(2)

宮に至ります。この時、皇后陛下が便殿に出御せられますと、皇后宮大夫は御帶親の宮の御使より承けたる御帶を上ります。やがて、皇后陛下は入御せられ、次に各々退下して御儀を訖るのであります。

次に賢所・皇靈殿・神殿に著帯奉告の御儀が行はれます。即ち賢所・皇靈殿・神殿に神饌を供し、神殿に於ては更に御帶を案上に安き、掌典長が祝詞を奏します。次に、天皇陛下の御代拜、皇后陛下の御代拜があり、次いで諸員の拜禮があつて、この御儀を訖るのであります。

次に御著帯の御儀は、當日宮内大臣、關係宮内高等官等が、皇后陛下の本宮に參入致しますと、天皇陛下は本宮に渡御せられ、皇后陛下御著帯の御儀が行はれます。次いで、天皇陛下は御座所に還御せられ、各々退下して御式を訖ります。

この御儀式は古くより行はれまして、中古では皇后宮の御里方から、長さ一丈二尺の練絹を楨紙二枚に裏み、御衣篋に入れ、根引の小松三本を添へて御獻納になり、近世では練絹の外に晒布を添へ、紅白の水引五筋で結び、鯛又は魁斗、昆布等を添へて獻上せられるのを例と致しました。

御劔を賜ふの御儀

御誕生の後には、先づ御劔を賜ふの御儀があります。宮内大臣は御旨を承けて、御劔を新宮殿下に賜ふべき由を勅使に傳宣し、勅使はこれを奉じて、皇后陛下の本宮に至り、便殿にて御旨を皇后宮大

(3)

夫に傳宣し、御劔をお授けになりますと、大夫は之を受けて、女官に付し新宮殿下に上り、勅使は次いで退下致します。御誕生の皇子が内親王の時は御袴を副へられます。蓋し御父天皇陛下より新宮殿下の御成育を御祈念あらせられ、御守刀として賜はるものと拜察せられます。

この御儀も古くより行はれ來つた事で、最初は皇男子の御誕生の時にのみ限られてゐましたが、三條天皇の皇女子禎子内親王が御誕生あらせられた時、皇后宮の御親藤原道長の計らひで、皇女子の時でも同じく御劔を賜ふ御儀が行はれる例が開かれたのであります。

御命名の御儀

御命名の御儀は御誕生後第七日に行はせられる例で、民間に所謂お七夜に當る日でありませぬ。この御儀式は御父天皇陛下が、新宮殿下に親しく御命名あらせられる重い御儀式で、宮内大臣が御旨を承け、宸筆の御名記(皇子に賜ふ御名を記したるもの)を勅使に授け、勅使はこれを皇后陛下の本宮に至つて皇后宮大夫に授け、大夫は之を女官に付して新宮殿下に上ります。これと同時に何宮といふ御稱號をも賜はるのであります。又御命名と共に賢所・皇靈殿・神殿に誕生命名奉告の御儀を行はせられ、掌典長が皇子御誕生並びに御命名の祝詞を奏し、天皇陛下の御代拜、皇后陛下の御代拜があります。

この第七日に御命名のありますことも、古來よりの慣例であります。昔と今と多少異なります。

は、昔は第七日に賜はりますのは、何宮といふ御稱號のみで、これがいはゞ御幼少の間の御名ともいふべきもので、皇子が御成長になつて親王(内親王)宣下といふことが行はれる時に、始めて御名を賜はることが例でありましたから、御稱號と御名を同時に賜はることはなかつたのであります。今日御名と御稱號とを同時に賜はりますことは、一には舊慣を重んぜせらるゝ所以であり、一には直接御名を以て呼び奉ることは畏れ多いので、何宮様と申さるゝ必要がある爲めであらうかと拜察せられます。尚ほこゝに附言すべきことは、皇統譜登録と申すことで、皇子の御誕生あらせられませぬと、皇統譜令の定むる所に随ひ、皇統譜に、御名、御父、御母、御誕生の年月日時刻並びに場所、御命名の年月日等を登録し奉り、その登録の年月日を記入し、宮内大臣及び圖書頭が之に署名することになつてをります。皇統譜は歴代天皇の大統及び皇族の御身分に關する事項を登録し奉り、以て萬世一系の皇統の源流本末を徴證する典籍で、皇室至重の寶録でありますから、皇室典範の規定により、圖書寮に於て永久に大切に保存することになつてをります。

御浴湯の御儀

同じく御誕生後第七日には、御浴湯の御儀があり、讀書鳴弦のことが行はれます。當日關係宮内高等官のほか、讀書鳴弦の諸員が、皇后陛下の本宮に參入し、衣冠單を著したる讀書鳴弦の奉仕者は御浴殿の外に列立致します。次に新宮殿下が御浴殿に入らせられ、女官の奉仕を以て御入浴の間、讀

書鳴弦の御儀として、奉仕者が書を読み、弓の弦を鳴らす御儀式が行はれます。これは蓋し新宮殿下の御學徳を涵養し奉り、惡鬼を退散せしめて御前途を祝福し奉る意義で、これ亦古くより行ひ來つた御儀であります。その沿革を徴するに、古くは御湯殿始と申し、御誕生當日より第七日まで、時にはその後までも、毎日朝夕二回御浴湯の際、その度毎に讀書鳴弦の事も行はれ、近世に至つては、簡約せられました。御誕生の日並びに第七日の二回に行はせられてをります。讀書奉仕の諸員は、多くは三人で、紀傳明經等の博士を選任し、御注孝經天子章、史記五帝本紀、禮記中庸篇等の一節を讀むのを例とし、鳴弦奉仕の諸員は、古くは五位十人六位十人合せて二十人を例とし、近世では五位二人六位三人合せて五人の場合もありました。明治以後この舊儀の再興せられましたのは、明治三十四年、裕仁親王即ち今上陛下御降誕の時からで、現制の皇室親族令附式に據る天皇の皇子としての最初の例は、大正四年崇仁親王即ち三笠宮殿下御誕生の際であります。その間、讀書鳴弦奉仕の人数も必ずしも一定してをりませんでした。今日では讀書二人控一人、合せて三人、鳴弦二人控二人合せて四人と定まつたやうで、讀書に用ひます書物も、明治御再興以來は、漢籍をやめて國典を用ひますこととなり、多く日本書紀の一節が讀まれるやうであります。

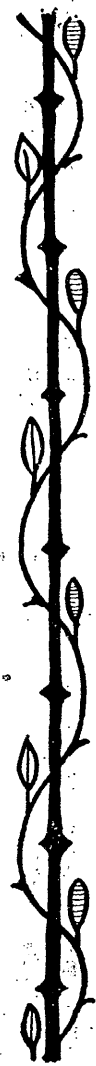
賢所・皇靈殿・神殿に謁するの御儀

新宮殿下御誕生後五十日目には、御差支へのなき限り、賢所・皇靈殿・神殿に謁するの御儀が行はせ

られます。當日は皇族方は綾綺殿に御參入、宮内大臣、侍從職、皇后宮職勤務、其の他の關係宮内勅任官並びに夫人、同宮内奏任官等は賢所參集所に參集、時刻至るや宮内官著床、次に皇族參進、本位に就かせられますと、神樂歌奉奏裡に御開扉、供儀のことがありまして後、掌典長が祝詞を奏します。茲に新宮殿下は御童形服にて外陣に御參進御拜禮の上御退下、次いで皇族方御拜禮、諸員各々拜禮退下して、その御儀を訖るのであります。

以上は皇子御誕生前後に於ける諸儀式の大要で、皇室親族令並びに附式に規定せられてをる所でありませんが、これらはいづれも今日の新儀ではなく、その淵源も久しく、古くより行はれ來つたもので、祖宗の遺範に則られ時の宜しきに隨はれたものであることは、畏き御思召によるものと恐懼拜察し奉る次第であります。

申上ぐるまでもなく、皇室の御慶事はまた同時に吾々國民の慶びでありまして、皇室の御繁榮は即ち我が國運の愈々隆盛なるを思はしめるもので、吾々は永へに竹の園生の彌榮をまさんことを祈り奉らざるを得ないのであります。



人事調停制度の確立

— 審議中の人事調停法案について —

司 法 省

第七十四回帝國議會に政府から提案され、既に衆議院に於ては満場一致可決、目下貴族院に於て審議中の人事調停法案は、家族、親族間の紛争、その他家庭に關する事件について、裁判所又は裁判所内の調停委員の調停に依つて當事者間に圓滿な解決の途を開かうとする重要な法案であつて、その提案は多年各方面から熱心に要望されてゐたものである。次にその提案の趣旨と内容の概要について説明を加へてみたい。

(一) 提案の趣旨

訴訟は、相争ふ當事者の勝敗を判定するものであるから、これに依つて當該事件の争ひは終了しても、多くの

場合當事者間に不快な感情を残すことを免れない。然るに調停は當事者をして相争はせるものではなく、かへつて裁判所又は調停委員が適正妥當な内容の妥協について斡旋し、當事者雙方を以て自發的に互譲、妥協させるのであるから、一度調停が成立すれば當事者間に何ら不快な感情を残すことがないのが普通であり、かへつて所謂「雨降つて地固まる」の譬へのやうに、一旦不快な紛争を生じた當事者間に以後親密な交情を回復し、相扶けて人情美を發揮するやうになることが決して珍らしくない。特に今次事變に際し、應召者又はその遺家族に關する調停事件では、相手方が應召者に對する感謝や、遺家族に對する同情から、銃後支援の志を表はした佳話が、頗る多

數に上つてゐる。

また、訴訟では法律上義務ありと認められた以上は、單にその履行を命ずるの外はないが、調停ではその一部の免除又は割賦辨済を定める等、當該事案に即した最も適當な解決方法を定めることが出来るのであつて、これまた調停の大きな特長の一つである。

次に調停の結果即ち合意の内容が公正でなければならぬことは勿論であり、もし徒らに頑迷であつて不當な主張を固執する者に過分の利益を占めさせるやうなことがあつては、その弊害が頗る大きく、この爲めには調停の結果が法律の常軌を逸してならぬことは言ふまでもない。又せつかく成立した調停が單なる私的和解に過ぎず、これを履行しない場合に更に訴訟に依つて債務名義を得るのでなければ強制執行を爲し得ないものとすれば、甚だ意義が少くなるから、調停そのものに執行力を賦與する必要がある。これ等の目的を達する爲めには、公正の府である裁判所をして調停を掌らしめ、成立した調停は裁判上の和解と同一の效力を持たせるべきであつて、即ちこれを司法手續とし、裁判所主管の下に實質的にも又形式的にも公正の擔保を得ることに依つて、調

停制度は眞に能くその成果を挙げ得るものと言ふべきである。

右のやうな特色を持つ司法省所管の調停制度としては、既に借地借家調停(大正十一年十月一日より實施)、小作調停(大正十三年十二月一日より實施)、商事調停(大正十五年十一月一日より實施)及び金銭債務臨時調停(昭和七年十月一日より實施)の四種が實施され、いづれも極めて良好な成績をあげてゐるのであるが、そもぐどんな事件が最もこの調停に適するかといへば、まづ家庭に關する事件を挙げるのに躊躇する者はないだらう。殊に我が國古來の醇風美俗に鑑み、家庭に關する紛争を調停に依つて圓滿に解決する途をひらく必要のあることは、多言を要しないことであり、或る意味では、在來の四種の調停は實にこの人事の調停を實施するための準備であつたと言つても過言ではないのである。

従つて人事調停制度を確立することは多年各方面から熱烈に要望されて來たのであつて、今日漸く本法案の提出をみるに至つたことは、寧ろ甚だ遲きに過ぎたといふべきである。この遷延の理由は、司法省内に於て既に内閣に設

けられた臨時法制審議會の答申に基づいて、十數年來民法の親族、相続兩編の根本的改正の準備を續け、既に一應の成案を得て目下再検討中であり、これとともに同審議會の答申に基づき、「道義ニ本キ温情ヲ以テ家庭ニ關スル事項ヲ解決スル爲メ家事審判所を設置することになつてゐるのであつて、これに人事調停を取扱はせることが寧ろ當然であるから、人事調停も亦この民法の改正及び家事審判所の設置とともに實施する方針を執つてゐた次第なのである。

ところが今次事變の勃發に依つて、家庭に關する紛議のやうなものは速かに當事者の互譲により道義温情に基づいて圓滿な解決を遂げさせ、以て第一線の將兵をして後顧の憂ひなからしめるとともに、學國一致銃後支援の實をあげることに、最も喫緊の要務となり、人事調停制度の確立は今や一日も忽せに出來ない急務となつたのである。そこで茲に民法の改正及び家事審判所の設置に先立ち本法案を提出するに至つたのである。民法の改正と人事調停以外の職能を有する家事審判所の設置は、引續き鋭意その進捗を圖つてゐるから、近くその實現を見ることがなるであらう。

(二) 内容の概略

本法案は僅か十二條から成る小法案であるが、これは多く借地借家調停法の規定を準用し、人事調停の特色である點についてだけ別に規定を設けることとした爲めにほかならない。以下大體規定の順序に従つて、簡単にその内容を説明してみよう。

(1) 第一條は本法に依つて家庭に關する事件について、調停の申立を爲し得る途をひらいたことを明らかにしたものであつて、家族とは民法第七百三十二條に掲げる「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者」並びに戸主の變更があつた場合の「舊戸主及ヒ其家族」のことであり、親族とは同法第七百二十五條に掲げる六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族を指すものであるが、これ等の者の間の紛争ではなくても、これに準すべき者の間の家庭上の紛争その他一般に家庭に關する事件については、調停の申立を爲すことが出来る。例へば婚姻及び養子縁組は戸籍吏に届出をなすに依つて、その效力を生ずるのであつて（民法第七百七十五條、第八百四十七條）、事實上式を擧げ夫婦又は親子として共同生活を營ん

でゐても、届出をしない限り、法律上は夫婦又は親子ではないが、これ等の者の間、又はこれ等の者の一方と他の一方の家族、親族との間に生じた家庭に關する紛争については、本法に依る調停の申立をすることが出来るのは勿論である。その他未だ認知されない私生子とその事實上の父、又はその親族家族との間の紛争のやうなものも亦家庭に關する事件に該當する。

(2) 第二條は人事調停の根本觀念を明らかにしたものである。調停が法律の常軌を逸脱してならぬことはいふまでもないが、これとともに道義に基づき温情を加へて、雙方の眞に満足するやうな解決を圓滿に得させるのが、この調停の根本精神なのである。

(3) 第三條と第四條は管轄を定めた規定である。即ち調停の申立は相手方の住所地を管轄する區裁判所又は當事者の合意に依つて定める區裁判所にこれを爲すべきであり、裁判所はその管轄に屬しない事件について申立を受けたときは、これを却下することなく、決定を以て事件を管轄裁判所に移送するのを原則とする。但し人事問題についてはこの管轄の規定を無理には守り通さず、具體的事情に應じて相當自由な取扱を爲すことが出来るやう

にするのがかへつて良いことがある。例へば相手方の住所地以外に一族の長老が居住し、これを加へて調停を進めることが最も適當な解決を得る早道であるやうな場合には、その者の住居地を管轄する區裁判所で事件を處理出来るやうにするのがこれである。そこで裁判所がその管轄に屬しない事件について申立を受けた場合に、事件の處理上適當と認めるときは、本來の管轄裁判所でない區裁判所に事件を移送し、又は自らこれを處理することが出来、更に裁判所がその管轄に屬する事件について申立を受けたときでも事件の處理上適當と認めるときは、決定を以てこれを他の區裁判所に移送することが出来ることとしたのであつて、かやうに管轄に大きな伸縮性を認めたのは人事調停の一つの特色である。なほこの決定に對しては不服を申立てることは出来ない。

(4) 第五條は不當な調停の申立はこれを却下すべき旨を定めたものである。他の各種の調停に於ても、不當の目的を以てする申立はこれを却下すべきものとしてゐるが、本條に於ては更に醇風に副はぬ申立もこれを却下すべき旨を明らかにした。醇風に副はぬ申立は多くの場合同時に「權利ノ濫用其ノ他不當ノ目的ニ出ヅル」申立で

あらうが、假りにこれに該當しない場合でも、醇風に副
はぬ申立はこれを却下すべきものとしたのであつて、人
事調停が我が國の醇風美俗の尊重を基本精神とするのに
依るものである。なほ調停委員会に於て本條の事由があ
ると認めるときは、調停を爲さざることを得るものと
してある(第十一條)。

(5) 第六條は當事者及び利害關係人は自身で出頭すべ
きで、やむを得ない事由がある場合には代理人を出頭さ
せることが出来ること、及び辯護士でない者がこの代理
人と爲るには裁判所の許可を受ける必要があることを定
めたものである。在來の調停では形式上は辯護士でも代
理人となるには裁判所の許可を受けることを要するもの
と爲つてゐるのであるが、かやうなことは在野法曹とし
て司法向上の職責を分擔する辯護士に對し、適當な待遇
をなすものと言へず、従つて實際上に於ては辯護士が代
理人となるには特別の許可を申請するを要しない取扱と
なつてゐるのであるから、本條ではこの實際の取扱を明
文に依つて是認したのである。

(6) 第七條は調停の效力を明らかにしたものであつ
て、即ち調停は裁判上の和解と同一の效力を有し、これ

に依つて定まつた義務を履行しないときは直ちに強制執
行を受けることになる。なほ調停委員会に於ける調停は
裁判所の認可決定があつた場合に限りこれと同一の效力
を有することになる(第八條、借地借家調停法第二十八
條)。この點は他の各種調停と同様であるが、人事調停に
ついては特に但書を以て「本人ノ處分ヲ許サザル事項ニ
關スルモノニ付テハ此ノ限」でないものとしてゐる。と
いふのは、人事の問題に在つては物品の引渡や金錢の支拂
の外に種々の調停事項があり得るのであつて、自然この効
力を性質上賦與してはならないものもあるからである。

(7) 第八條は借地借家調停法の多くの規定を準用した
ものでその内容を左に説明する。

調停の申立は紛争の實情を明らかにしてなすことを要
する(借地借家調停法第二條)。
家庭に關する事件について訴訟が繫屬するとき、受
訴裁判所は職權を以て事件を調停に付することが出来る
(同法第四條ノ二)。即ち訴訟に依るよりはむしろ調停に
依つて圓滿な解決を得させることを適當とする事件につ
いては、當事者の申立を俟たず、裁判所がこれを調停に
付することが出来るのである。

調停の申立を受理した事件について訴訟が繫屬する
とき、又は受訴裁判所が職權を以て事件を調停に付したと
きは、調停の終了するまで訴訟手續はこれを中止する(同
法第五條)。即ち調停に依る圓滿な解決を圖りながら、
一方に於て訴訟を繼續することは矛盾してゐるから、こ
の場合に於ては訴訟手續を中止し、極力調停に依る解決
に努力させることとしたのである。但しこの規定を悪用
し、當然の義務を免かれることを目的として調停の申立
を爲したやうな場合には、第五條の規定に依り申立を却
下されることは勿論である。

次に調停は裁判所又は調停委員会がこれに當るのであ
つて、裁判所の調停は實際上簡單な事件についてこれを
爲すべく、複雑な事件については調停委員会を開くべき
ものである。但し當事者雙方の申立があるときは必ず調
停委員会を開くことを要する(同法第十四條第一項)。先
づ裁判所の調停について説明を加へれば、調停の申立を
受理し又は受訴裁判所事件を調停に付したときは、裁判
所は期日を定め調停申立人及び相手方を呼出すべきであ
つて、なほ必要に應じ利害關係人の参加を求めるとも
出来る(同法第六條)。

當事者及び利害關係人が自身出頭すべきことは、前述
の通りである。

調停手續はこれを公開せず、たゞ裁判所が相當と認め
る者の傍聴を許すことが出来る(同法第八條)。これは各
種調停に於ても同様であるが、人事調停に於ては特に家
庭内の秘密事項にも言及する必要があることが稀でない
から、非公開の手續に依らなければ、當事者及び利害關
係人は十分に實情を述べ、眞意を吐露することが困難で
あらう。即ちこの規定は人事調停に於て特に重要な意義
を有してゐるのである。

裁判所は調停前必要と認める處分を命ずることが出来る
(同法第十三條)。例へば家族親族間に於て遺産の分配
について紛争を生じた場合に於て、調停が成立するまで
其の遺産を一族の長老の保管に移させて置くことが出来
る等がその例である。

なほ費用を要する行為については當事者の一方又は雙
方をしてその費用を豫納させることが出来る(同法第九
條)、申立その他の申述は書面でも口頭でもよい(同法第
十條)。又調停については裁判所書記がその調書を作成
する(同法第十一條)。

次に調停委員会は調停主任一人と調停委員二人以上でこれを組織し(同法第十五條)、調停主任は判事の中から毎年豫じめ地方裁判所長がこれを指定する(同法第十六條第一項)。調停委員は徳望ある者その他適當と認められる者を、毎年豫じめ地方裁判所長が選任して置き、調停主任が各事件について適當な者を指定する。但し當事者が合意に依つて選定した者は、豫じめ地方裁判所長が選任して置かなかつた者でもこれを指定する(本法第九條)。調停が眞にその成果を擧げ得る爲めには、最も適當な調停委員を得ることが必要であることは勿論であつて、人事調停に於てはその本質上調停委員の資格として徳望ある者を先づ掲げたのである。なほ調停委員には旅費、日當と止宿料が給與される(同法第十八條)。

調停委員會に於ける調停手續は調停主任がこれを指揮し(同法第十九條)、その決議は調停委員の過半数に依り、もし可否同数のときは調停主任の決するところに従ふこと(同法第二十條)、調停委員會の決議は秘密であること(同法第二十一條)、調停委員會は期日を定めて當事者呼び出し、利害關係人の参加を求め、代理人を出頭させることを許可し、相當と認める者の傍聴を許し、調停

前調停のため必要と認める處分を命ずることが出来ること(同法第二十二條、本法第十條)、調停委員會は當事者又は利害關係人の陳述を聴き且つ必要と認めるときは證據調べを爲すことが出来ること(同法第二十六條)等は、他の各種調停と同様である。

調停委員會に於て申立が醇風に副はず又は權利の濫用その他不當の目的に出るものと認めるときは、調停をしないことが出来ることは前述の通りである(本法第十一條)。

調停委員會に於て調停が成立したときは、裁判所は調停主任の報告を聴き調停の認否について決定をなし、この認可決定があれば調停は裁判上の和解と同一の效力を有する。但し裁判所は特に調停が著しく公正でないことを認める場合でなければ、不認可の決定をすることは出来ない(同法第二十六條乃至第二十八條)。

調停委員會の呼び出しを受けた當事者が正當な事由がなくして出頭しないときは、調停事件の繫屬する裁判所は調停委員會の意見を聴き、これを五十圓以下の科料に處することが出来る(同法第三十二條)。

次に裁判所の調停及び調停委員會の調停に共通のこと

であるが、調停の申立を爲すには手数料を納付しなければならぬ(同法第二十九條)。その額は未定であるが一件五十錢位に止まるであらう。なほ當事者又は利害關係人は記録の閲覧若しくは謄寫又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に關する證明書の付與を裁判所書記に求めることが出来る(同法第三十條)。

(8) 第九條乃至第十一條の規定については既に説明した。第十二條第一項は調停委員又は調停委員であつた者が理由なく評議の頭末又は調停主任、調停委員の意見若しくはその多少の數を漏したときは、これを千圓以下の罰金に處する旨を定めるもので、評議の自由公正を保持する目的から出た規定である。これと同趣旨の規定としては小作調停法第四十九條がある。次に本條第二項は調停委員又は調停委員であつた者が、その職務上取扱つたことについて知り得た他人の秘密を理由なく漏したときは、これを三月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處すべきものとするものであつて、人事調停特有の罰則である。これは、人事調停に於ては家庭に關する秘密を知り得る機會が相當多し、その秘密を嚴守しないと當事者その他關係人に多大の不利を蒙らせることになり、

延いて人事調停の目的を阻害するに至るからである。

(9) なほ借地借家、小作及び商事の各種調停に於ては、調停委員會の調停が成立しないときは、調停委員會は適當と認める調停條項を定めてその調書の正本を當事者に送付し、當事者が正本の送付を受けた後一月内に異議を述べないときは、調停に服したものとみなされることになつてをり、更に金錢債務臨時調停及び小作調停に於ては、裁判所が所謂調停に代る裁判を爲すことも出来るやうになつてゐるのであるが、本法案に於てはそのいづれをも認めなかつた。これは、家庭に關する事件に於ては、その内容が複雑多岐であることと、これについて當事者の意思を特に尊重すべきことが他の争議の比ではないからである。

X X X



海軍と利材

海軍では如何に物資を活用してゐるか

海軍省海軍軍事普及部

はしがき

物資の節約、廢品の利用更生、即ち利材といふことは國民全體が常々心がけてゐなければならぬことであるが、わが海軍は従來から熱心にその研究を行ひ、また實行もして來てゐる。

殊に最近では物資不足の弊が高くなり、しかも國家をあげて興業の大業に就かうとしてゐる際なので、經濟國策に順應する意味から部内をあげて、より眞剣にその研究を進め、古釘一本、反古紙一枚も粗末にしないやう、各種の制度を定め、各般の設備を設け、國民心血の結晶として立派な軍備を整備するために、少しの無駄もないやうに心がけてゐる。

即ち、大量の物資を取扱ふ各地の工廠、軍需部等では「勤儉週間」、「無駄なし週間」とか、或ひは、節約の月等を勵行すると共に、利材に關する展覽會等を催して利材思想の普及徹底を期してゐるのである。工廠、軍需部等に限らず、戦時下に猛訓練をなすつゝある一般艦船部隊でもそれ／＼節約、廢物利用を熱心に研究實行してゐる。

以下この狀況の概略を記してみよう。

何か物を作らうとする時、最も合理的に材料を使い、最も能率のよい工作法を用ふべきことはいふ迄もないが、製作に當つて必ず殘材、屑材、削屑等が生じるのは又やむを得ないことであり、時には破損することもあれば消耗汚染の結果、使用に堪へなくなるものもある。こ

れ等の屑、廢物迄もそれ／＼その性質に應じて最も有効に使用しようといふのが利材事業である。

かういふ仕事には個人々々の心がけが最も大切であるが、同時に個人々々の心がけだけでは成績をあげることは困難である。また製作者、消費者等の各部門にまかせておくその利用範圍を狭める結果になりやすく、利材事業の發達を阻害することとなるのである。海軍でもこの點を考慮し、製作、消費各部門には利材事業を専門にやる人員を配置し、これ等の機關を更に大きな機關で統制し相互の連絡をよくし、かた／＼消費の統制までもやつてゐる。

現在利材事業として實施してゐる事項を列挙すると次の通りである。

- (イ) 舊い軍艦に積んでゐた舊式な機械、兵器或ひは消耗、破損などで使用に堪へなくなつたものの中には、本來の役目には使用出来なくても海軍各部のどこかには、その儘で他の用途に使用出来るものがあり、またその部分品をとればまだ使用出来るものがあるので、これ等はそれ／＼融通の上活用する。
- (ロ) 金屬類の殘材、屑材、削屑等を回收再生する。

- (ハ) 古油布、古絲屑、廢紙、屑木材等を回收再生する。
- (ニ) 廢油、廢油脂、油泥等を回收再生する。
- (ホ) 塵芥、灰類を回收、選別利用する。

一旦屑物、廢物となつたものをこのやうに利用して、どの程度の利益を収めてゐるかといふと、再生したものを市價に換算し、これから再生に要した經費、人件費等を差引いた殘額が海軍部内だけで年額一千萬圓にも達してゐる。即ち殘り物、屑、塵、芥の類を一年に一千萬圓程度の有用な諸物資に再生してゐるわけで、これらは再び兵器彈藥その他の方面に使はれてゐるのである。以下その狀況を記してみよう。

鎮守府等では物資の節約利材のために何をしてゐるか

前述の趣旨から海軍では物資の節約、利材等に關し一兵員、一工員に至る迄その必要なことをよく理解徹底せしめようとし、或ひはどうしたら物資の消費をより少くし、より合理的にすることが出来るか、或ひは廢物を如何に處置し、利材設備を如何に統制活用したならば最も有効であるかと云ふことを研究し、その結果最善と思はれる方法を實行してゐるのである。これが爲めに鎮守

府、要港部、工廠、經理部、軍需部、建築部、病院、學校等の職員及び航空隊、海兵團、防備隊、更に大は戦艦から小は驅逐艦、水雷艇に至る各艦船等の幹部を網羅する委員会を軍港若しくは要港内に組織してゐるが、この委員会で行つてゐることを列記してみよう。

(一) 物資節約、利材精神の普及徹底

如何に設備が完備してゐても、また如何に少數の者が一生懸命に努力しても、各員がその氣にならねばこの種の事業はなかり、成果が擧がらないものである。それで、何よりもこの點に重きを置き、資源愛護の精神、時局の認識、産業經濟の事情、殊に物資不足の實情認識等の普及徹底にあらゆる努力を傾注し、注意を喚起してゐる。

(二) 物資節約の實現

從來とても物資の節約は常に心がけて來たが、まだその上にも無駄はないか、多少の不便を忍べば更に節約出来るものはないかと各部の消費を検討し、この上にも物資の節約を實現しようとするものである。

(イ) 燃料について見れば、すべて燃料を使ふものは艦船でも汽艇でも自動車でも、或ひは陸上の諸施設で

も、必要な時以外には最も經濟的な操作で運轉することを嚴格に勵行し、その他老朽自動車の使用を停止し、小型自動車、木炭自動車への轉換を圖り、或ひは艦船と陸上とを結ぶ定期の數を減じ一般の定期を附近碇泊の數隻の艦船で共同で使用し、或ひは汽艇の代りにカッターを用ひる等一滴の油でも餘計に使ふまいと努力してゐる。

(ロ) 電力についてみると不用の電燈で點いてゐるもの

の絶無を期し、漏電の有無を調べてその根絶を圖り、電熱器、扇風器等の使用を極力避けて、電力については燃料の節約を期してゐる。その他用紙、鉛筆、ペン軸、筆類の節約も勵行し、特に必要でない所では使用量を天引きして強制的に節約を勵行し、また紙質を低下し古用紙、廢紙を利用し、或ひは機械器具を各部に融通して使用しその新設を避けるなど、その實施に當つては常に相當の不便をも覺悟してゐる。

(ハ) 前項の燃料の節約にしても、電力の節約にしても、諸設備の整備如何と云ふことが非常に大きな要素になる。海軍の艦船に於ては節約と云ふ意味の外に、

整備如何が軍備の全能力を發揮するか否かの實に重大な鍵なので、その整備状況は恐らく満點と云つてよい位に勵行されてをり、整備作業の實施及び指導監督といふことは海軍に於ける最も大きな業務の一になつてゐる程である。

(三) 代用品の研究とその利用促進

艦船に使用する諸材料はその種類にしても數量にしても相當に大なるものがあり、その中には國內に産出しないものもあるので、これ等の國産品に依る代用品の研究すると同時にその利用を促進してゐる。

(四) 利材の研究と實施の促進

同じ屑物でも考へて使用すると考へず使用するときではその間に非常な損失利益の差を生ずる。その事業は後述の通りであるが、工廠、軍需部、艦船、部隊等各々その設備に應じ各種の分擔を定め、廢物の利用更生を圖つてゐる。

海軍工廠に於ける利材事業

海軍工廠は海軍の艦船、兵器機械の大部分を製造修理する所であるから、こゝで使用される材料の數量は莫

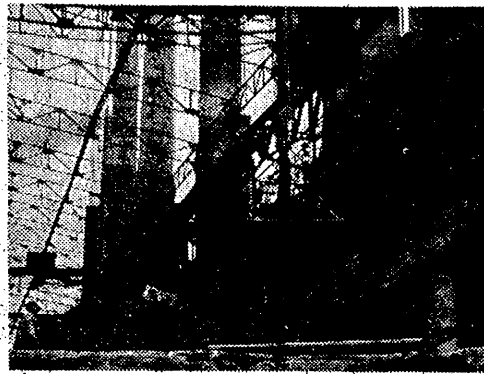
大なものである。従つて利材といふことも最も早くから着眼され、既に大正五年頃から特定の人員を配し作業を開始してゐた。もつとも最初は今日の状況に比べると規模も小さく幼稚なものであつたが、關係諸員の熱心な努力の結果、だん／＼その規模能力を擴充し今日に及んだのであつて、現在に於ては年毎六、七百萬圓位の収益をあげてゐる。

その設備としては各種の屑を置いておく關係から、場所こそ相當の廣さを要するが、數種の工場、小型の起重機十數臺、切削機械、ガス切斷器位のもので、これを規模の大小により僅か數十人乃至數百人の男女工、人夫等で運用し、この偉大な成果をあげてゐるのである。

その事業は

(一) 不要又は工合の悪い機械器具、艦船から取りはづした舊式の兵器、機械等は本來の用途には使用出来なくても、その儘で、或ひは一部の補修を加へれば他に轉用し得るものがあるので、これ等は一旦全部利材事業場に集め、此處で統制して最も有效な所に轉用の途を講ずるのである。

(二) 次記これ等の中には全體としては使用出来な



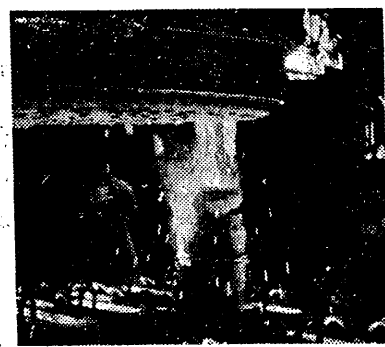
(てに所際製業外市京東) 山の殿層たれらあ集

ものうち、そのまゝで他の工作材料として使用出来るものもある。これ等は適当な大きさに切断し材料品とする。この種の材料や造船材料の残材から作ったボルト、ナット、錠の類は莫大な数量に達する。その他そのまゝでは直ぐ機械にかけられないもの、小さな屑材の類は全部材質別に分類し、これを工場に送つて、そのまゝ或ひは新品と混じて坩堝に入れ、他のものを作

くても部分品をとれば使用出来るものがあ
る。これは分解してその部分品を取外し適當の用に供する。
(三) 有用な部分品を取外した残りの

り、或ひは精錬して鋼材を作る。材質の判つてゐないものは殆んどないが、稀に判らぬ場合には分析試験を行ふのである。
(四) 削屑、屑材等の利用法として、同じ鋼の削屑でも多くの種類があり、これを皆鋼屑として一緒にしてしまふと、中に含まれてゐるニッケル、クロム、タンゲステン、コバルト、モリブデン等の特殊合金材料をむざむざ利用出来ないものにしてしまふので、工作機械の傍に材質別に屑を入れる屑箱を置き、多少の手間を忍んでも混合しないやうにその中に屑を入れ、これを利材工場に集め、押し壊して製鋼工場に送れば、こゝで立派な鋼に再生されるのである。鋼に限らずその他のものも同様に処理するが、どうしても混同してしまつたものは一つ一つとり出して出来るだけ選別し、同様に使用する。
(五) 鑄物に用ひる砂や反射爐、坩堝等から排出する鑄物土の中には、金屬屑やコークス屑が少量混つてゐるから篩にかけて回収する。
(六) 電線の切れ端や古電線で使用の途のないものを蒐集し、鉛や銅を回収する。

(七) 石油の空罐の底には数滴の油が残つてゐるものである。少量であつても多数集めるとかなりの量になるもので、この石油を集めて機械の洗滌に供してゐる。又空罐のうち空罐として他に使用の途のないものは歴し壞して錫を回収し、その後は鐵屑として粹かして使用してゐる。
(八) 耐火煉瓦の屑を蒐集して粉末とし、爐修理や煉瓦積の時に用ひる目地として使用する。
(九) 工廠の内部から排出される多量の塵芥の中には金屬片や古釘、木片、革、ゴム、エポナイト、煉瓦、コークス、石炭等いろいろのものが含まれてゐる。これは篩にかけて選別し、その残滓中で焼却し得るものは焼却罐に入れて焼却し、その熱量は湯沸し、暖房、洗濯作業、廢潤滑油の精製、パルプ製造等の作業に利用する。焼却した灰は更に篩にかけて木片の中に打ち込んであつた釘の類や金物の類をより分け、灰から灰汁を作る。この灰汁はパルプ製造の際に苛性ソーダの代用として極めて重寶である。
(十) 繰返し使用の結果使用不可能となつた廢潤滑油や廢輕質油等を蒐集し、沈澱、過濾、蒸溜し精製の上再使用する。



生 再
に使用する。
以上のほか
細かいことを
拾ひ上げると
まだまだたくさんあり、これ等が積み積つて數百萬圓にも達するのである。

るが、新しく油を買ふ場合に比べると十五分の一位の費用で済む。
(二) 古油布を蒐集し洗濯して生木綿代用として使ふ外、前述の蒸氣を用ひて官品たる被服物品を洗濯する。この古油布再生品も新品生木綿の十乃至十五分の一で済む。
(三) 工廠の内や一般の艦船から出る廢紙を取まとい、前述の蒸氣や灰汁を用ひてパルプを製造する。木炭は木炭自動車に使用する。

海軍軍需部に於ける利材事業

海軍諸艦隊、諸部隊で使用する軍需品を一手に引受けてゐる軍需部には使ひふるした被服、還納された兵器、艦船部隊等で使用する各種の物件等が相當に集るので、利材事業も次のやうに極めて活潑に行はれてゐる。

- (一) 還納された兵器需品等は極力修理して再度使用し、部分品のとれるものは部分品をとつて使用し、そのままで使用の途のないものは材料品として工廠に送る。
- (二) 木製品、帆布、木綿製品、ゴム皮革製品等の還納されたもので修理し得るものは修理の上再度使用、修理の出来ないものは良い部分のみをとつて大型のものから小型のものを作つたり、古帆布で防寒材料や火焚手袋、防敵物等を作つたり、毛織物等は良質の所だけとつて再生するといふやうに、再生の途を講ずる。
- (三) パンを作る時にこぼれた麥粉から被服の裁縫に用ひる糊を作る。
- (四) 空箱、木屑等は荷造用材料とし、荷造材料とならぬものは自動車用の木炭を製造し、又はそのまま代用燃料とする。

- (五) 塗料や石油類の空罐等で容器として使用し得るものは使用し、利用の途のないものは工廠に送つて鐵屑として使用する。
- (六) 廢紙を集めて工廠に送りバルブ材料とする。
- (七) 民間の會社で作つた飛行機や發動機等で使用に堪へなくなつたものはその製造會社に返して適切な利用の途を講じさせる。
- (八) 飛行機體、プロペラ、發動機或ひは爆彈、火藥等を入れた空箱は製造會社に返して再度の使用に供する。
- (九) その他直接海軍で利用の途のないものは民間に拂下げて利用の途をひらいてゐる。

海軍關係の民間工場でも

利材事業は工廠、軍需部のほか多數の建築材料を使用してゐる建築部でも行はれて居るがこゝには省略して、最後に海軍關係の工事をしてゐる民間の工場に於ける海軍用材の利材状況について述べる。
民間の工場では從來からそれ／＼適宜の方法によつて利材を行つてゐたのであるが、一般に海軍の工事に使用する材料はその用途の關係上精選された材料が多く、従

つて特殊な合金材料を含んでゐるものが多い。この材料から生じた屑が他の普通の材料から出来た屑と同一に處分されるといふことがあれば、これら特殊材料の利用上眞に遺憾なことであつて、特に昨今のやうな時期にはその感を深くする。

この意味から、最近では海軍の工事を處理する工場は全部一様に海軍工廠と同様な残屑、削屑等の分類蒐集を始め、屑を自分の工場で熔かして使用する所では再びもとの材料に再生し、屑を使用しない工場では一定の商人に賣つて其處でまとめて適當に利用するやうにした。

結 び

以上で海軍部内で行つてゐる利材事業と、民間の工場で使用する海軍の材料についての利材方法の概略を記したが、かういふ事業は考へれば考へる程有效な利材方法が発見され、僅少な設備で豫想外の成果をあげることが出来るのである。現今の時局に際し當事者一同は心を一にし、一段の努力を傾注しつゝ、その事業の範圍の擴大を期してゐる。

眼を海軍より社會一般に移して見ると、非常に進歩し

た利材事業を行つてゐる所もある反面、極めて無理解、不徹底な所もあるやうである。海軍部内の如き狭い範圍と異なり、廣い社會には研究すればするだけ極めて有效な利材事業の途があり、これを實行すると否とて國家財政上に影響する所が少くないと思ふ。
範圍が廣いだけ實施には困難を伴ふと思はれるが、要は國家を思ふ眞心の問題であると信ずる。

東亞新秩序の建設と帝國海軍

海軍省海軍軍務及部編纂にかゝり、支那事變の前途、列國海軍軍備充實の情勢、支那事變と帝國海軍の行動、東亞新秩序の建設と海洋問題、戰後經營の歴史的考察について述べたもの、附録として「英・米・蘇海軍及空軍の情勢」に関する詳細な表が添附されてゐる。

内閣印刷局發行

銃後奉公會について

厚生省

◇緒言

本年一月十四日、市町村に於ける銃後援護團體を整備強化することについて、厚生内務、陸軍及び海軍の四省大臣の訓令が發せられ、同時に四省次官から依命通牒を以てその具體的方法として銃後奉公會設置に關する詳細な指示が行はれた。そして、今日、全国的にその設置の準備が進められてゐるので、この機会に銃後奉公會の内容を概説して一般の參考に供することとしよ。

◇銃後奉公會設置の趣旨

支那事變もいよいよ長期建設の新段階に

入り、國家國民の精力をあげて對處することが絶対必要となつた。特に銃後の後援は職線の士氣に影響するところ極めて大なるものがある爲め、その強化増進を圖ることは喫緊の要務であつて、政府でも各種の對策を講じて實行して來たのである。然しながら銃後援護で特に緊要なことは、隣保相扶の精神に基づく全國民の力強い協力であつて、これが爲めには銃後奉公會の精神をいよく振作し、物質的にも精神的にも整然たる援護を實施し得るやうに銃後施設の整備強化を圖ることが最も大切と考へられるのである。

昨年十月三日畏くも 天皇陛下に於かせ

られては、軍人援護に關する優渥なる勅語を賜はり、且つ多額の御内帑金を御下賜遊ばされ、政府に於ては恩賜金を基として昨年十一月、中央に「軍人援護會」を設立し、ついで翌十二月道府縣にその支部を設立してそれ／＼軍事援護の中樞團體としたのである。然し、銃後施設の整備を完全に行ふ爲めには、銃後の第一線であり隣保相扶の傳統に輝やく市町村に於ける銃後施設を整備強化することが最も重要なことであり、眞に時局が要望してゐるものも亦これなのである。

そこで政府では、事變發生以來殆んど全國各市町村に設立された銃後援護團體を整備すべく調査研究を進め、遂に成案を得て、この度の銃後奉公會の設置となつたのである。而してこの機会に從來兵役義務履行の爲めの準備を整へることを目的として、全國に數十ヶ所設置せられてあつた護國共同組合の趣旨をとり入れて、單に軍事援護を

行ふだけの施設とせず、また事變に對處する爲めだけの施設とせず、戦時平時兩時を通じて存続する恒久的施設として、兵役義務履行の準備と軍事援護とを行ふ完全な銃後援護團體ならしめることとしたのである。

◇銃後奉公會の目的

銃後奉公會は前述の趣旨の下に設置されることとなつたものであるから、その指導精神も「國民皆兵ノ本義ヲ隣保相扶ノ道義」といふことに判然と確立をみたのである。従つてその目的とするところは兵役義務履行の準備と軍事援護であり、しかも平時戰時を通じてその完全な實施を期せんとするものである。即ち國民皆兵の精神は我が國の兵制の本義であつて、この重任を果す爲めには、國民は平素から精神的にも經濟的にも充分に應じ得るだけの準備を自力を以て整へておくことは當然の責務である。而かもこの準備は、個人々々がめい／＼

に整へるよりは共同の力によつて行つた方が遙かにやり易く且つ其の効果が大なのである。そこで先づ以てこれを銃後奉公會の目的とし、眞に銃後の護りを強固にしよとするのである。

また今次事變が長期に亘るといふ單なる理由からだけでなく、眞に銃後の完備を期する爲めには平時から戰時、事變時に即應し得るだけの準備を充分整へておく必要がある。換言すれば平時に於て充分の備へがあつてこそ戰時、事變時に善處し得るのである。そこで銃後奉公會は平時戰時を通じて兵役義務履行の準備と軍事援護とを行ふことを目的としたのである。

◇銃後奉公會の組織

銃後奉公會はその設置の趣旨目的に鑑み、その組織は市町村内のあらゆる方面と密接な關係をもつ眞に舉郷一致の中樞團體たり得るやうにしたのである。

1 名稱

全國の各種軍事援護團體を同一の指導精神、同一の目的、同一の事業内容を有する所の統一された團體とする爲めに、先づその名稱を何々市(市町村)銃後奉公會と統一することとした。

2 區域

銃後奉公會設置の區域は原則として市町村を單位とすることとした。これは我が國に於ては隣保相扶の美風は市町村の區域に於て最もよく發達したものであるから、隣保相扶の精神を基調とする軍事援護を實施する團體としては、市町村を單位とすることを最も妥當と認められた爲めである。然し、六大都市その他の大都市に於ては、一區域ひは一市に一團體を組織しては眞にこの目的を達し得られない場合も考へられるので、これ等の都市に於てはその土地の實情によつて舉郷一致の態勢をとり得るやうに適當に區分することも差支へないことと考

へるのである。

3 會員

統後奉公會は自力を頼りし協同を結ぶる協同組織の團體であるから、この趣旨を完する爲めに會員組織としたのである。そして更に郷一致の實を擧げる爲めに市區町村に於ける全世帯主を會員にしたのである。

4 役員

會長は市區町村長を以てこれに充てる。とし、その他の役員は部落(町内)代表者、方面委員、その他適當なる者の中より會長が委嘱し、尚ほ各種團體の代表者を役員とする。こととして眞に郷一致としたのである。

◇統後奉公會の事業

統後奉公會の行ふ事業は、その設立の趣旨目的を以ても明らかなるやうに、兵役義務心を昂揚して兵役義務履行に必要な準備を整へること、隣保相扶の精神に依る軍事

準備の完全を期することに盡きる。

そしてその主なものを列挙すれば大體次の通りである。

- 一、兵役義務心の昂揚
- 二、隣保相扶の道義心の振作
- 三、兵役義務履行の準備
- 四、現役又は應召軍人、若しくは傷痍軍人並びに其の遺族家族の援護
- 五、勞力奉仕其の他家業の援助
- 六、甲廠
- 七、慰問慰籍
- 八、備軍
- 九、身上及び家事相談
- 十、軍事援護思想の普及徹底
- 十一、其の他必要なる事業

◇統後奉公會の經費

統後奉公會の經費は會費、補助金、寄附金その他の収入を以て充てることとなつてゐる。

1 會費

統後奉公會は兵役義務履行の準備を整へる爲めには自力を以てすることを原則とするので、會費を徴収することとした。また會の恒久的財源としても會費とするを最も適當と考へたのである。

然しながらその徴収に當つては、餘り高額に過ぎたり、強制したり、不公平であつたりして諸種の弊害を生ずることは嚴に戒しめねばならぬ。即ち適當な標準に依り會員の資力に應じて適當に負擔せしめることが望ましいのである。

2 補助金、助成金

統後奉公會は會費を以て事業を行ふことが本體ではあるが、會費だけでは事業の遂行が困難な場合は、事情の許す範圍内で市區町村費で補助又は助成することを政府は望んでゐるのである。

然しながら市區町村の財源だけによることは、市區町村の事情によつて事業に差等

を生じ、面白からぬ結果を生ずる虞れなしとしないので、道府縣はこの不均衡を是正する意味を多分にもつた補助又は助成を行ふことが望ましい。

また政府が軍事援護の完備を期する爲め、現在道府縣に配付してゐる軍人援護事業助成費(昭和十三年度豫算一千萬圓)も統後奉公會が實施するに適當な事業があれば統後奉公會に事業を行はせ、これに對して助成しても差支ないこととなつてゐる。尚ほ前にも述べたやうに統後奉公會は平時に於ては戦時事變等に於ける多額の支出に備へる爲め、なるべく一定額を毎年積立てることを望んでゐるのである。

◇慰問軍人援護會との關係

昨年慰問軍人援護會並びにその支部が中央及び道府縣に於ける軍事援護の中樞團體として設立され、今回また市區町村に於け

る中樞團體として統後奉公會が設立されたのであつて、兩者相俟つて軍事援護機構がいよいよ整備強化されることとなつたのである。そして統後奉公會は軍人援護會の形式上の分會にされてゐないのであるが、之は軍人援護會は單に軍人援護のみを目的とするに對して、統後奉公會は所謂軍事援護の外に兵役義務履行の準備を整へるといふ目的をもち、その目的が軍人援護會よりは廣いので、これを別個に考へたのである。然し、いはゆる軍事援護事業に關しては統後奉公會は、軍人援護會と密接不可分の關係を有してゐるのであつて、而かも軍人援護會は市區町村に別に分會を設けないこととしてゐるので、統後奉公會は其の關係に於ては實質上軍人援護會の分會としての働きをなすべきものであると考へる。

◇結語

以上統後奉公會の概要を述べたが、要は

國民の氣持にある。即ちしほ述べたやうに、國民皆兵の精神は我が國の兵制の本義であつて我が國民は一旦命あらば一身を鴻毛の輕きに置き、勇躍其の重任に赴くの無上の光榮として來たのである。また隣保相扶の精神は我が國傳統の美風であつて、此の兩者相俟つて我が國は古來幾多の國難を克服して來たのである。而してこれ等は何等の強制によることなく、國民の信條に基づく自發的發露に出るものであつて、この下より盛り上る精神こそ誠に貴いものであり、我が國體の精華であると信する。従つて統後奉公會の運営に當つて萬一強制的色彩を帯びるやうなことがあつたとしたならば、それは統後奉公會の生命を失ふものであり、我が國傳統の精神に悖るものである。國民各位におかれては如上の趣旨をよく諒せられて、眞に下より盛り上る國民的精神を以てこの統後奉公會の育成並びに運営に當られんことを切に希望する。

電気関係標準用語の決定

標準用語の解説

企 畫 院

今回電氣に關係する標準用語が出来上り、内閣告示を以て公示された(二月廿二日官報)。これは昭和四年以來續けられてきた用語統一事業の一部を爲すものであるが、この機會に用語統一の必要性和標準用語が出来上るまでの経過の概要を説明しよう。

用語の混同とそれから来る不利益

われ／＼は平常、同一の品物をいろいろな名稱で呼んで平氣である。又同一の品物であっても、取扱ふ方面が違ふと全然違った名稱で呼んでゐることが多い。

例へば重工業の發達とともに最近一般にも知られて来た「旋盤」といふ言葉を例にとつても、旋盤といふほかに「グライベン」(古くからの用語である)、「パンコ」(中小工業方面でよく使はれる)、「旋造機」(書物等に使はれてゐる)その他ずぶんいろいろ／＼な用語がある。物に壓力をかけて押へる機械も「プレス」「壓搾機」「ベルス」「ベレス」「プレス」「壓縮機」「ポンプ」と呼んでゐる。これが同じ機械、或ひは大體同じ機械の呼び方である。

外國で發達した機械類は、先づ英語とか、ドイツ語とか、古いものになるとオランダ語などの原語が用ひられ、それが

長い間に／＼に訛つてくる。この頃職工募集の廣告には「ベレス工何名」といふのを見受けるが、學校では「ベレス」といふ言葉を教へるわけがなく、従つて學校出の人にわかる筈がない。

他の例をあげると、誰でも知つてゐる「晒粉」といふ制りきつたものでも、「晒粉」「漂白粉」「矽化石灰」「クロール石灰」「クロールカルキ」等となか／＼簡單ではなし。クロールカルキと晒粉が同じ物だと判る人は相當な専門家であらう。

以上あげたのは極めて常識的な通俗語であるが、少し専門的なものになるとずゐぶん手紙しいのが出てくる。學者がいろいろな翻譯語をつくり各工場や鑛山で勝手な慣用語が出来たためである。悠長な時代なら一つの物を工場、商店、軍隊、官廳等で別の名前と呼んでゐても取引や公務に支障はないかも知れないが、今日ではさうは行かない。

忙しい時に聞いたことのない名前の品物を註文されて困ることはずぶんある。その間ひ合せの時間を考へただけでも現在のやうな時代には損失である。現代のやうな統制經濟時代には、電氣屋さんは電氣屋さん、機械屋さんは機械屋さん、と別の世界に住んでゐることは出来な。又商工業は商工業、官廳は官廳と別な言葉を使つてすましてゐることは不可能である。時節柄重大な官廳の調べが、用語の行き違ひから支障を來たす場合も間々ある。

用語統一事業の沿革

約十年前の昭和四年に、關西地方で非常時局に對する準備として總動員演習が行はれたことがあつた。その時、將來に對する意見資料の一として「用語の混乱は非常時に於て大きな支障となる。平常に於ても通信、取引、調査等の障礙とな

電気関係標準用語(抜萃)

「同義語」ハ、標準用語ト同シ意味ノモノヲ包含セバ、使用シナイコトニシテモ

標準用語 (同義語)

アーク燈 (弧光燈、弧燈)

アンペア (アムペア)

安全器 (ベリースイッチ、カッ)

糸ヒューズ (フューズ線)

腕木 (アーム)

架空ケーブル (架空電線)

海底ケーブル (海底電線)

起動器 (スターター)

軌條ボンド (レールボンド)

グローブ (外球、電球)

口金 (タコ)

螢光板 (螢光スクリーン)

現字機 (印字機)

公衆電話機 (自動電話機)

刷子 (ブラシ)

車内燈 (ルームライト)

真空管 (バルブ、真空弁)

水銀燈 (水銀弧光燈、)

制御器 (コントローラー)

接地線 (アース線)

扇風機 (電氣扇、電)

前照燈 (ヘッドライト)

ソケット (電球承口)

つて經濟發達を阻害することが判り、これが用語統一事業を推進する大きな原因となつたのである。

昭和四年、當時内閣に設置されてゐた資源審議會は、内閣總理大臣の諮問に對して、「資源に關する用語統一の一般方針」を攻究して答申し、直ちにその實行に着手した。

爾來この事業に關係官廳職員、學界、各種協會等の諸關係者が參加して、困難な仕事を續け、今日までに既に次の五種の標準用語を決定したのである。

- 一、藥品に關するもの 昭和六年
- 一、燃料、油脂、塗料及び顔料に關するもの 昭和七年
- 一、機械に關するもの 昭和十年
- 一、金屬類、礦物類及び土石類に關するもの 昭和十一年

第二期事業の藥品に關する標準用語が

出來上つた機會に、時の内閣總理大臣から、各官廳が先きだつて之を使用し、且つその使用を一般に普及させるやう努力すべき旨の訓令を發し、爾來法規類も改正の度ごとにこれと異なる語は訂正され、官廳關係のみならず學界その他でも次第にこの用語が使はれるやうになつて來たのである。

電氣關係標準用語について

電氣關係の標準用語はこのやうな用語統一事業の一連鎖として、關係のある官廳、大學教授、各學會代表者、民間工場代表者等、各方面の専門家が集り、澁澤元治博士を委員長に一年數ヶ月に亘り熱心な研究と討議を續けて出來上つたのである。長い間呼び慣れた各方面の用語を統一するといふことは利害、感情、言葉の理窟等からいつても並大抵のことではない。例へば陸海軍の如く敏速な行動を必

- ダイヤル (番号盤)
- 蓄電池 (蓄電池)
- 蓄電池 (バッテリー、セコン)
- 蓄電池 (ダリーバッテリー)
- テレビジョン (電視)
- 電圧計 (ボルトメータ)
- 電氣サイレン (電動サイレン)
- 電氣機関車 (電動機関車)
- 電氣暖房器 (電氣暖房器)
- 電球 (電燈球)
- 電動機 (モーター、モートル)
- 電力計 (ワットメーター)
- 電話機 (電話機)
- ネオンサイン (ネオン管サイン)
- 配電盤 (スイッチボード)
- 發電機 (ゼネレータ)

要とする爲めに長日月の教育が行はれて居る所では、一語を變へることすら大變なことであるに相違ない。同様のことが程度の多少こそあれ官民各方面にたくさんある。かういつた諸點を持ち寄つて攻究し、大局的見地から五議的精神を以て一語、一語と標準語が作り上げられたのである。

電氣關係用品は最近海外から輸入されたものが多く、しかも盛んに實用に供せられたから適當な用語を作る間がなく、外國語、殊に英語を用ひてゐるものが多し。また國語を使つても充分推蔽の暇がなく、従つて用語が非常に亂雑であつた。例へば、電燈のコードでも「コード」「紐線」「可撓紐線」等いろいろの言葉を使つてゐる。また高聲器も「擴聲器」「ラウドスピーカー」「スピーカー」等幾通りかの名を持つてゐる。こんな例は通俗的なものであるが、専

門用語になるとなかく簡單ではない。これを檢査検討して適當な國語的名があれば出來るだけこれを選定し、適當なものがない場合とか、漢字が非常に難しい場合には外來語を採用するのである。但し、いづれの場合に於ても慣用語であることが條件である。前に掲げた例では前者は「コード」後者は「高聲器」と決定した。

用語統一の目的は前述のやうに官廳關係だけの統一が目的ではなく、日本全體の國力運用に支障なきを期するところに大眼目があるのであるから、慣行上若干の不便もあらうが、學界、一般産業界も進んでこれに協力せられることを熱望する次第である。なほ近日中に、電氣關係標準用語集が發行されるが、これはわかりよく標準用語、不使用語、外國語等を使覽し得るやうに編纂される筈である。

- 避雷器 (避雷器)
- 尾燈 (テイルライト)
- 引込線 (引入線)
- 捻スイッチ (回轉スイッチ)
- 踏切警報器 (自動踏切警報器)
- 變壓器 (トランス、トラ)
- ホルト (ホルト)
- 方向探知機 (ディレクションファインダ、方向探知器)
- マイクrohホン (マイクrohホン)
- 無軌道電車 (無軌道電車)
- 撥接機 (ワエルデンゲマ)



ビルマの騷擾

外務省情報部

一
廣東陥落の後、英領ビルマは佛領印度支那と併せて、蔣政権に對する二天武器輸送地として俄然世界の注目を集め、ラングーンは第二の香港と呼ばれるに至つたのであるが、昨年来、反英騷擾が激化して、第二のバレスタインとして、英國政府を憂慮せしめてゐる。

印度の東に連り、支那、佛領印度支那及びシヤムと境を接し、六十七萬六千方呎の土地と一千四百萬の人口を持つビルマは、一八八六年征服されて英領となり印度の一州とされた。歐洲大戰の後、ビルマ大業の政治的覺醒と共に自治獨立が要望せらるゝに至つたので、英國政府は一九二三年、印度統治法を改正しビルマにも一部の自治を承認したのであつた。

しかも、ビルマが印度に合併されて以來、印度資本の侵入によつて、ビルマ人は政治的にも經濟的にも壓迫を受け

ることが多かつたので、漸次印度人とビルマ人との對立が激化されたのであつた。こゝに於て、人種的にも、宗教的にも(印度人は大體ヒンズー教及び回教徒でありビルマ人の大部分は佛教徒である)言語的にも、その他全然文化を異にする印度とビルマとを分離すべしといふ議論が起り、一九三〇年六月、印度の法制調査を目的としたサイモン委員会は、即時分離を主張したのであつたが、翌三一年の印度閣員會議に於て、マクドナルド首相も分離を聲明し、かくて英國政府は一九三三年にビルマ統治法改正案を發表した。同改正法が三五年英國議會を通過するや、三七年四月一日を以て分離が行はれ、ビルマは印度の一州から獨立して自治を許され、英國皇帝を代表する知事の下に、上下兩院を有つてこの政治が布かれたのであつた。

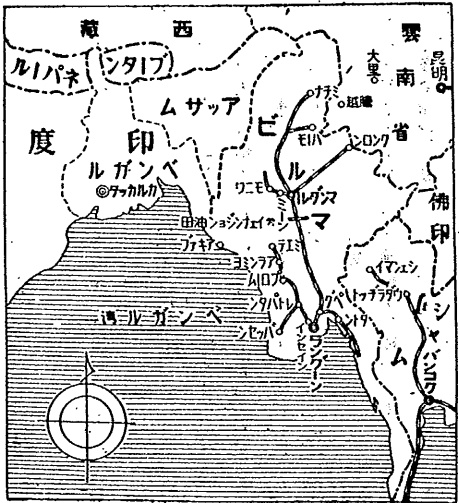
上院は三十六名の議員から成り、その半数は知事の指名により、半数は下院議員によつて選舉されることになつてゐる。

る。下院は百三十名の定員ですべて公選である。新議會に對する總選舉は分離の實施に先だつて昭和十一年一月に行はれ、ウ・パ・ベの率ゐる聯合派が四十五名の多数を得、バ・モ一派は十五名の少数でこれに次ぐ勢力を占めた。
新議會は一九三七年四月、分離の實施と同時に召集され、知事は多数派の首領ウ・パ・ベに組閣を命じたが、一部の閣僚の任命について知事の同意を得られなかつたのと、下院が不信任案を通過したので、ウ・パ・ベ内閣は辭職し、代つてバ・モ一内閣が成立し最近迄續いた。

二

ビルマは極めて天産に恵まれた國であつて、農産としては米及び棉花を代表的なものとするが、鑛産に於ては、石油、鐵を多量に産し、その他錫、亜鉛、金、銀、マンガシ、タングステン、ボーキサイド、モリブデン、コバルト、チタニウム及びアンチモニー等頗る多種である。しかも、ビルマの貿易は年々輸出超過を見てゐるにも拘らず、一般のビルマ人の生活は極めて貧弱である。これは英國資本及び印度資本が絶對的に勢力を有つて居るがためであつて、石油、鐵その他の鑛業を初め殆んどすべての主要な産業は英國人の獨占であると言はれてゐる。

さうした經濟的事情が、ビルマ人を驅つて反英運動に追ひ迫る重大な原因であるが、また、印度人とビルマ人との關係は、人種的宗教的問題が、經濟的原因の他に加はつてゐるのである。現在、總人口千四百萬人のうち、



ビルマ人は約一千万で印度人は百萬ほどに過ぎないが、印度人の經濟的勢力は、英國の勢力を背景として相當大きなものであるから、印度人に對するビルマ人の感情は頗る悪い。かうした理由によつて醸し出される反英、反印度の動き

が騒擾となつて爆發し、英國政府を悩ましてゐるのである。昨年の七月初め頃、回教徒の或る印度人が、その著書の中で佛教徒の悪口を書いたといふので、ビルマ人が非常に激昂し、ラングーンに於ては七月二十六日ビルマ人群衆の印度人襲撃が行はれ、印度人商店が破壊さるゝに至つた。茲に於て事態は悪化し、遂に二十八日には、鎮壓のため繰出された軍隊と衝突し、百八十名の死傷者を出すの騒擾が勃發したのであつた。しかも、この印度人に對する襲撃はラングーンのみならず、各地にも波及し事態が重大視されたが、軍隊を以て彈壓した結果、辛うじて鎮靜に歸したのであつた。一方、各地方に於て工業労働者の罷業や、小作争議等が頻々として勃發し、不穩の情勢を見せてゐたが、これ等が獨立運動と結びついて、遂に今次の如き反英擾亂を生むに至つた。

三

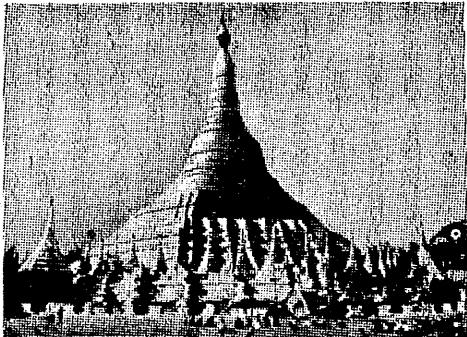
昨年一月、ラングーンを去る五百軒のイェナンジョンに於ける英人經營のビルマ石油會社に於て、賃銀値上げを要求して罷業が行はれたがその罷業の結果多数の失業者を生じたので、爾來、労働者側は頻りにその復職を要求しつゝあつたが遂に失業者千二百人程が復職請願の陳情團

を組織し、十一月下旬、徒歩でラングーンに向つて行進を開始した。

この失業團の陳情徒步行進は、各方面に非常な衝動を與へ、各地に於て労働團體、學生團體、反英團體等がそれと同情を表する示威運動を企て、不穩な情勢を示してゐたのであつた。特に、ラングーンに於ては、徒歩陳情團の到着が近づくにつれて、學生、労働者を中心とする示威運動が激化しつゝあつた。

恰も、十二月中旬、陳情團を途中まで出迎へに赴いた全ビルマ學生聯盟會長以下の一行が、ラングーンに至る途上に於て陳情團と相會して、示威運動を行ふや、ビルマ政廳は、同學生聯盟會長等を過激な演説を行つたとの理由を以て逮捕したので、これに激昂したラングーン學生團二千人は、會長の釋放、自由の獲得をスローガンとして、各官衙に殺到し無抵抗の坐り込み戦術を以て、政府官吏の登壇を阻止する示威運動を行つた。この示威運動に對して強烈な彈壓が加へられ、百餘名の死傷者を生じたのであつた。

この彈壓に對して學生團は益々激化し、死者の國民葬を行つて氣勢を擧げ、愛國團體、労働團體等もこれに合流して、俄然、事態は悪化するに至つた。しかも、ビルマ政廳は、愛國黨の首領ウソニー及び同黨所屬の二人の下院議



「塔」ダゴバ・ソングダエシの題問たつ籠立が國議争

員を、示威運動の指導者として檢舉するに及んで、學生聯盟は全國の大中小學校の全部に對して總罷業を指令し、各愛國團體、労働團もこれを支持して政廳に挑戦し、事態は愈々擴大し險惡となつた。かくて本年一月八日、徒歩陳情團は愈々ラングーンに到着し、學生團、労働團等に迎へられて、ビルマ隨一の佛教の大寺院であるシユエダゴン・パゴダに集合したが、こゝに集るもの一萬人と註せられ、このシユエダゴン・パゴダを本據として政廳側と對峙することとなつたのである。この情勢に對して政廳側は、陳情團の到来に先だち、一月五日、緊急保安令を發布し、ラングーン市内が非常状態にあることを宣言し、政府の必要と認められた場合には、乗合自動車、タクシー等を徵發す

ることが出来るといふ命令を發布して、示威運動を彈壓阻止しようとなつたのであつた。

こゝに於て、自動車の運轉手、車掌その他の自動車従業員等は憤激し直ちに總罷業を決定し、ラングーン市附近の鐵工場、造船所、マツチ工場等を初め波止場人夫等の凡ゆる労働團體が同情罷業を宣言して示威運動に参加するに至り、更に昨年の議會に於て審議未了となつた各種の土地關係法案を小作人保護のために改正すべきこと、及び地主の小作人虐待防止を陳情するために上京した下ビルマのベグ地方の農民團、及び小作人の保護並びに農家に自家用の製鹽の許可を請願するために出京した下ビルマのダトシ地方の農民團等がこれに合流し、シユエダゴン・パゴダに立て籠つて二月九日に開かれる議會を目標として愈々氣勢を擧げた。

四

かくて、一月十日には、シユエダゴン・パゴダに於て、ビルマ人のビルマを標榜する急進愛國團體のタキン派の指導の下に國民大會が開かれ、一九三五年ビルマ統治法の否定、英國議會に於て決定した凡ゆる法規を受諾せず、ビルマ人はすべての官職、立法部その他地方團體の代議員を辭職すること、資本家の支配の下にある英國製品の不買及び

全國ビルマ人の總罷業の決行等の決議を行ひ、激烈な反英示威運動を行つた。

爾來、ラングーンに於ける反英運動は日を遂つて激化し、十八日にはビルマ自治黨の宣言が發表され、二十一日にはビルマ人のビルマを絶叫して男女學生の大示威行進が行はれ、軍隊と衝突して七十二人の死傷者を生じた事件があり、二十三日に至つて、政廳はシェンゴング、バゴダの本部を襲つて罷業團の幹部十數人を檢擧するなどの彈壓が加はるや、學生團、罷業團は益々激昂して連日流血の慘事が續出し、二十九日に至つて、沖仲仕團體が貨銀の積上、八時間労働を要求して示威運動を行ふや、到るところに於て警官、軍隊との衝突を惹き起し、遂に示威運動は擾亂と化するに至つた。

しかも、ラングーンに於ける騷擾は全國各地方にも波及し、一月十八日にはモミワに於て焼打ちが行はれ、二十一日にはシリマムに於けるビルマ石油會社の製油工場の従業員千三百人が總罷業を決定し、二十八日にはミーンに於て掠奪が行はれ、アラシミに於ては警察署が焼打ちされ等、全國に不穩の情勢が漲りつゝあつた。

二月九日の議會開會が迫るにつれて、情勢は愈々險惡となり、前日の八日には、學生爭議團がミオマ國民學校に立

て籠り、二千人の學生がハンガー・ストライキを決定したが、九日には愈々議會が開かれたが、反英派の議員は全部缺席し、ラングーンの内では約二萬人の大示威行進が行はれた。その他、マンダレー、タトーン、インセイン等の各地に於ても反英示威運動が行はれたが、マンダレーの如きは、軍隊が發砲して二十人の死者と六十人の負傷者を出たと傳へられてゐる。

五

かくて議會が開かるゝや、待ち構へてゐた復職陳情團、農民請願團を初め罷業團は一齊に議會をめぐりて殺倒し、バ・モー内閣打倒の氣勢を擧げた。即ち、バ・モー内閣はビルマが印度より分離して以來、建設工作に努力しつゝあつたが、それがために多額の經費を要するので、その財源を充たすために關稅の引上げと共に、飲料水稅の新設その他の大業課稅を増加することを計畫したので、これに對する猛烈な反對がこの反英運動を激化させた一つの理由であつた。

二月十二日に至るや學生を中心とした大示威運動が行はれたが、これには共產黨、フアツシヨ派等のすべてが合流し、『ビルマをビルマ人の手に返せ』反英、不服從、憲法改正、

バ・モー内閣反對『我等の祖國ビルマを奪還せよ』『獨立必勝を期せよ』然らずんば放火せよ』といふやうな過激なスローガンを絶叫してラングーン市内を行進したが、十三日には、電車、バス等の運轉手や車掌等の男女従業員が、路上に坐り込んで警官や軍隊の彈壓を阻止する等の皮肉の戰術に出で、また、十四日には、地方裁判所に爆彈を投ずる者が現はれるなど、事態は甚だ深刻となつた。

こゝに於て、上院は事態の緩和を計るべく、バ・モー内閣の辭職を要求し、十五日、不信任案を可決したのであつた。これを聞くやビルマ人各戸は一齊に弔旗を掲げて、バ・モー内閣を擯るの意を表し、群衆は『バ・モー内閣の否認』『英國統治絶對反對』を絶叫して大示威運動を行つて院内の反英各派を激動したのであつた。

かくて翌十六日、下院に於ても不信任案が通過するに至つたので、バ・モー内閣は即時辭表を提出したが、これによつて反英運動は更に勢ひを加へ、市中のバ・モーの像を焼き拂つて氣勢を擧げ、反英、不服從の目標を明らかにして、次の抗争を展開しようと思氣込んでゐる。

バ・モー内閣の後任として、二十日、反對派のウ・ブ内閣が組織されたが、果してこの險惡なる擾亂を如何に收拾するであらうか。今次の擾亂は、昨年七月の印度人との衝突

と異なり、純然たる反英運動であり、しかも、印度人の勞働者も多數参加してをり、共產黨もフアツシヨ派も凡ゆる分子を綜合した反英抗争である點に於て、從來に見ないところの重大性を持つてゐるものであるから、その成行が注目されてゐるのである。

寫眞

三月一日發行
第五十四號

- ☆滿洲國建國七周年
- ☆姑娘は風を切つて
- ☆春は太倉にも
- ☆わが體操健脚部隊
- ☆白衣と桃のお節句
- ☆雲の子たち
- ☆海外通信
- ☆讀者のカメラ

定價 十錢

警 防 團 と は

内 務 省

消防組の現状

公設消防組は勅令消防組規則に依つて、概ね市町村の區域に據り、府縣知事の設置するものであつて、その活動は常に警察署長の指揮下に行はれて來たのである。そして規則には消防組の活動の範圍は水・火災の警戒防禦と規定してゐるけれども、その實際活動は廣く一般災害の警戒は固より各般の警備警戒の補助機關として活動してゐる現状である。

防護團の現状

然るに一方、防空の必要性が高唱された昭和六、七年頃から、主として軍部の斡旋により防空の實施機關として防護團の設立が勸奨され、漸次各地に設置されるに至り、殊に昭和十二年七月事變の勃發と共に殆んど全國にその設立を見るに至つたのであるが、これに關しては法令の定めなく、主として市町村長が設立に當り市町村長の

指揮命令の下に活動する建前を取つてゐる。

兩團體の統制は何故必要か

かやうにしてその組織と指揮の系統を異にし、殊にその構成團體員は都市を除き殆んど重複或ひは混淆し、業務の範圍も亦必ずしも明瞭でない現状に在る。そこで、識者の間に於ては早くより相剋摩擦が問題となり、その統制を要望されてゐたのであるが、現下各般の實情は兩團體を統制強化する必要の緊切なものがあつて、去る一月二十四日勅令が公布せられて、來る四月一日より消防團を設置することに決定したのである。以下簡單にその要綱について説明する。

警防團要綱

- 一、警防團に統制される團體の範圍
- (一) 統制される團體は消防組、防護團(水上防護團を含む)等である。

(二) 工場、學校、會社等で、自衛の爲め設置する特別警防團體は統制外とされるけれども、地方長官に於て必要事項の届出を爲さしめることとなる。

二、名稱の統制

勅令に基づいて設置された警防團のほか、警防團の名稱の使用は禁ぜられる。また私設消防組その他公的私設の警防機關は設けられないこととなる。

三、警防團の任務

防空、水・火・消防その他の警戒に従事するのであつて、その他の警戒とは風災、震災等災害に對する警戒防禦と警備の補助等を謂ふのである。

四、警防團の組織

(一) 設置者とその手續

地方長官(東京府では警視總監、以下これに同じ)が職權又は市町村長の申請に依り警防團を設置する。即ち、原則としては市町村長の申請に依つて設置するのであるが、必要に依り地方長官の職權に依り強制設置することも出来る。

(二) 區域

警防團の設置區域は市町村の區域に依る。但し土地の狀況に依り市町村内に於て適宜區域を定め、二以上設置することも出来るのであつて、一市内に數警防團がある場合等

は寧ろ警察署の管轄區域に依ることが望ましいのである。

(三) 構成

(イ) 警防團は團長、副團長、分團長、部長、班長及び警防員を以て組織される。但し土地の狀況に依り分團長、部長又は班長は設けなくともよい。

(ロ) 警防團にはまた地方の事情に依り別に顧問を置くことも出来る。

(ハ) 警防團は前述の役員の區別を見てもわかる通り、分團、部等に分けることが出来るのであるが、分團は地域別、部は業務別に分けるのを原則とする。

(ニ) 町村に於ては分團は大體大字の區域に依るのであつて、業務別の部は設けず一體として活動せしめることが原則である。

(ホ) 市に於ける部の種別は、概ね左の範圍内に於て必要に依りて設ける。

消防部	燈火管制部
交通整理部	警護部
防毒部	救護部
警報部	工作部
配給部	避難所管理部
(四) 命 免	

團長及び副團長は地方長官、分團長以下は警察署長が
命令を用ひてこれを命じ又は免する。

(五) 團員の制限

團員の年齢その他の制限は、地方の實情に應じ適宜地
方長官が定めることとなるのであつて、必要に依り女團
員等を置くことも差支へない。

(六) 定員と施設

警防團の定員、設備資材並びに給與等は市町村會に
諮問して地方長官が定めるのである。消防組規則にも同
様の規定があり、費用に重大關係を有するこれらの事項
については、市町村會の意見を求めることとせられた。

(七) 服務規律と懲戒

警防團員の服務規律及び懲戒に關する規程は地方長官
が定める。

五、警防團の指揮監督

(一) 指揮監督者

(イ) 警防團は地方長官が監督するのである。

(ロ) 警察署長(消防業務については消防署長、以下これに同
じ)も亦地方長官の命を承け警防團を指揮監督するこ
とが出来ぬ。

(二) 行動の指揮

(イ) 警防團の活動はすべて警察部長(警視廳では警務部
長、消防については消防部長、以下これに同じ)及び警察署
長の指揮に従つて行動せねばならぬのである。

(ロ) 勿論警察官吏(消防官吏を含む)も亦警察署長の包
括的委任に依り、指揮をなす譯である。更に又緊急止
むを得ざる場合に限り市町村長又は團長の指揮に依つ
て行動することも例外として認められるのである。

(三) 役員の仕事

(イ) 團長は警察署長の命を承け、團員を指揮して
團務を掌る。

(ロ) 副團長は團長を輔佐して團長事故あるときはこれ
を代理するのである。

(ハ) 分團長、部長及び班長は團長の命を承け、それら
團員を指揮して業務に従事する。

(ニ) 顧問は重要團務につき團長の諮問に應じ意見を述
べることが出来る。

六、市町村長との關係

(一) 市町村長の指示

市町村長はその擔當する防空の業務につき、警察署長
と協議した上、警防團に指示することが出来る。

(二) 市町村長の意見提出

更にまた市町村長は、地方長官又は警察署長の諮問に
應じ、警防團に關し必要な意見を提出することも出来
ることとせられてゐる。

七、警防團の應援と訓練

(一) 應援

警防團はその區域外と雖も警察部長又は管轄警察署長
の指揮に従ひ應援しなければならぬ。

(二) 訓練

訓練に關する事項としては、地方長官及び警察署長が
警防團の訓練を行はねばならぬこととなつてゐる。

八、警防團の經費

警防團に關する費用はその市町村の負擔である。この
ことは消防組、防護團の現状と概ね變更はない。

九、六大都市に別設ける團體

六大都市に於ては、地方長官の認可を受け長町はその
擔當する防空業務にして地方長官の定める防空業務に従
事せしめる爲め、別に團體を設置することが出来るので
あつて、その組織、指揮、監督等概ね警防團に準ずるこ
ととなつてゐる。

(一) 名稱

本團體の名稱は防衛團とする。

(二) 地方長官の定むる防空業務の範圍
前述地方長官の定むる防空業務とは概ね左の通りであ
る。

工作 配給

避難所管理 警報傳達

救護 防毒

(三) 團體員の任命

團體員の任命については當局者間に於て協議を遂げ、
連絡協同して銓衡することとし、その間の不均衡、團員
の争奪等を防止したい意向である。

(四) 認可事項

團體の名稱、組織、定員、服務方法、服務規律、懲戒、
服裝及び給與は地方長官の認可を受け市長が定める。

(五) 地方長官及び警察署長の指揮又は指示

(イ) 地方長官は警防活動の統制上必要あるときは本團
體を指揮することが出来る。

(ロ) 更に又警察署長も、その職務執行上必要ありと認
めるときは本團體に對し指示することが出来るのであ
るが、その理由は主として災害現場に於ける警防團と
防衛團の活動を統制し以て指揮二元化の弊を補はんと
するに在る。

時局に關する内閣訓示

平沼内閣總理大臣は二月二十四日各官廳に對し左の如き内閣訓示を發した。

内閣訓示號外

各官廳

今回 大命ヲ奉ジテ内閣首班ノ重責ニ任ジ、夙夜惕厲、報効ノ誠ヲ盡サントスルニ當リ、深ク官吏ノ協贊ニ信賴ス。特ニ支那事變勃發以來、一意専心、軍後ノ事務ニ鞅掌シ、其ノ勞苦ノ大ナルモノアルハ、多トスル所ナリ。然ルニ時局ハ益々重大ニシテ、之ガ處理ハ朝野共ニ萬全ヲ期セザルベカラズ。因テ茲ニ官吏ノ遵守スベキ要項ヲ示シ、切ニ一層ノ努力ヲ望ム。

一、皇道ニ奉山シ、公義ヲ尊重シ、各、其ノ職分ヲ守リ、以テ國家ノ進運ニ貢獻スルハ、國民ノ本分ニシテ、官吏タル者ノ最モ意ヲ用ユベキ所ナリトス。蓋シ萬民輔翼ハ、我國體ノ特質ニシテ、國家ノ要務ニ參與スルハ、官吏ノ階級ニ限ルニ非ズト雖モ、既ニ職責ヲ負擔シテ君國ニ奉仕スル以上、當ニ其ノ品位ヲ保チ、言行ヲ慎シ、以テ國民ノ模範タルベキハ、亦固ヨリ論ヲ待タズ。是ヲ以テ濫リニ高ク自ラ標置シ、獨リ自ラ大ナリトスルハ、取ラザル所ナリ。宜シク智見ヲ鍊磨シ、徳性ヲ存養シ、紀

律節制ヲ重シ、殊ニ皇道ヲ尚ヒ、公義ニ徇ヒ、以テ日新ノ意氣ヲ養ヒ、嗚呼不息、政機ヲシテ活潑ナラシムベシ。

一、官吏ノ司ル所ハ各、異ルト雖モ、奉仕ノ中心ハ則チ一ナリ。故ニ一切ノ私心ヲ去リ、上長下僚、相倚リ相助ケ、勵精恪勤、其ノ全能ヲ奮ヒ、以テ翼贊ノ誠ヲ致スヲ要ス。若シ其ノ所見ヲ異ニスル時ハ、各自ノ職責ニ顧ミ、之ヲ開陳スルヲ至當トスルモ、相互固執ノ結果、諸般ノ施策ニ矛盾扞格ヲ生ズルガ如キハ、嚴ニ戒慎セザルベカラズ。今ヤ國家ノ總力ヲ擧ゲテ、聖職ノ目的達成ニ邁進スルノ秋、官界内部ニ於テ萬一相剋廢弊ノ弊アラシカ、縱ト愛國ノ至情ニ出テ、奉公ノ精誠ニ發シタリトスルモ、勢ノ趨ク所、必ズヤ職務ノ滯滞ヲ來シ、延キテ國家ノ大事ヲ阻格スルニ至ラム。宜シク義ヲ以テ事ヲ制シ、和衷協同ノ氣風ヲ作興シ、以テ國民ノ信賴ヲ高メ、進ンデ難局ヲ打開ニ銳意スベシ。

一、近時軍後ノ行政頗ニ繁キヲ加フ。其ノ直接間接作戦行動ニ寄與スルト共ニ、國民生活ニ影響スル所極メテ大ナルモノアリ。或ハ出征將兵ノ遺族家族並ニ傷痍軍人ノ援護ニ關シ處理スベキモノ多ク、或ハ經濟統制ノ運営ニ俟チテ、軍後ノ設備ニ力ヲ致スベキモノ亦尠ナカラズ。孰レモ其ノ職司ニ應ジ、官吏ノ迅速適切ナル措置ニ期待セザルベカラズ。宜シク事ノ緩急ヲ量リ、

警備ニ陥ラズ、機宜ヲ失ハズ、豪傑ニ對シテハ懇切感察、處理ニ當リテハ簡捷果決、以テ奉公ノ實ヲ擧ゲムコトヲ勉ムベシ。

一、出征將兵ハ幾多ノ艱難ニ堪ヘ、史上未曾有ノ偉勳ヲ立テ、赫々タル戰果ヲ收メ、爲ニ命ヲ砲火ニ傾シ、屍ヲ原野ニ横シ、者亦鮮シトセズ。而モ皆勇躍シテ事ニ從ヒ、忠勇義烈、一死報國ノ精神ヲ發揮セザルハナシ。内ニ於テハ國民皆克ク困苦ヲ忍ビ、日夜其ノ職務ニ勉勵シ、軍後ノ支持ニ滿幅ノ熱誠ヲ捧ゲツツアリ。惟フニ此ノ戰果ヲ有効ナラシメ、東亞永遠ノ安定ヲ圖ラント欲セバ、綜合國力ヲ新秩序ノ建設ニ集中セザルベカラズ。冀クハ時局ノ重大ナルニ鑑ミ、相戒メテ操守ヲ嚴ニシ、官吏タルノ威信ト、大業補成ノ矜持トヲ確保シ、以テ萬過誤ナキヲ期スベシ。

昭和十四年二月二十四日

内閣總理大臣 男爵 平沼騏一郎

北支軍機班要員の募集

北支派遣杉山部隊では、今回北支方面の各戦地で支那民衆の宣傳工作に従事すべき宣傳班要員六百五十名を廣く一般から募集することになった。その規定の大略は左の通り。

- 一、應募資格 一、年齢二十歳以上三十五歳以下の男子で、身體強健な者。二、學歴中等學校卒業程度以上の者(但し軍曹以上の者は學歴を問はず)。三、職業を修つた者(但し現に陸軍部隊に在籍中の者及び入營決定の者を除く)。四、愛國は一人一隊所限り。
- 二、出願手續 一、右要項を具備し自己の愛國志を表明し、師團司令部、軍部第一師團司令部、北支軍機班要員募集班宛に三月二十日迄に到着するやうに提出すること。二、自筆出願書(愛國上巻に小形半身肖像写真を貼附すること)、又未だに徴兵検査當時の合格書類とその後の兵役履歴を明記すること。三、戸籍簿(自己の名の上に赤○を附すこと)。三、身分證明書(原簿投呈して作製のもの)。四、最終學校卒業成績證明書。五、官公立病院の身體検査記録(詳細のもの)。

試験場と試験日 旭川久米は三月二十五日、弘前、熊本は三月二十八日、仙臺、廣島は四月一日、名古屋、普通等は四月四日、金澤、姫路は四月七日、東京、大阪は四月十日。

選考方法と待遇 受験せしむべきものに對してのみ受験料を差付し、筆記試験(筆試)に非ず、口述試験(口試)に合格したるのみに對して進行し、身分は宣傳班員(重員)を命ぜられ、專門學校卒業以上は月給百圓以上、その他は六十圓以上、食事は戰時中官給給服は給與、恩給の制度はない。

詳細は受験希望地の師團司令部へ問合せのこと

最近公布の法令

内閣官房總務課

昭和十三年法律第二十九號市街地建築物法改正法律施行期日ノ件

市街地建築物法施行令改正ノ件

昭和三十二年法律第七百二十號原種管理法第三條第二項ノ規定ニ依ル原種ノ料金ニ關スル件改正ノ件

陸軍省令改正ノ件

陸軍省令改正ノ件

原種管理法ノ一部施行期日ニ關スル件

昭和十二年勅令第七百二十號原種管理法第三條第二項ノ規定ニ依ル原種ノ料金ニ關スル件改正ノ件

陸軍省令改正ノ件

陸軍省令改正ノ件

陸軍省令改正ノ件

なほ兵務局の防備課を防衛課と改め主として防衛に關することを擔任せしめ、また入馬に關する業務を兵務局に統合する爲め徴募課を同局に移し、徴募に關すること以外に軍動員に關することを併せ擔任せしめてこれを兵備課と改稱することとし、その他職備課、軍務課、軍事課等の所掌事項にも所掌の変更を加へる等の改正が行はれてゐる。

陸軍軍需審議會令改正ノ件

陸軍軍需審議會令改正ノ件

在外公館費用條例改正ノ件

度量衡法施行令改正ノ件

大正十年勅令第二百三十八號關稅率法第九條ニ依ル命令ノ件改正ノ件

または故に迄及ぼしたものである。

警防團令

特設消防署規程改正ノ件

支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ樺太ニ於ケル市町村會議員ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル件

支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ樺太ニ於ケル市町村會議員ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル件

官廳編纂圖書だよ

◇文部省 再び陸軍記念日を迎へて(陸軍省情報部編) 未曾有の事態下に、われわれは再び陸軍記念日を迎へることとなつた。この日はもとより祝賀の意味を有するものではないが、またひとつには當時の國民的危機を回想して國運向上の鑑たらしめんとするものである。陸軍では、陸軍記念日講演資料にもと本誌を編纂し國民一般に頒つこととなつた。

◇大蔵省第六十三回年報(大蔵大臣官房財政經濟調査課編) 昭和十一年度及び昭和十二年に於ける大蔵省主務事務に關係ある諸統計を輯録したもの。一般及び特別會計、預金部資金、租稅、國債、銀行、信託、物價その他の二十七項目に分ち、二百七十九表をおさむ。前例三三三頁、發行、内閣印刷局、定価三圓、送料不取。

◇漁業者便覽(農林省水産局編) 一般漁業者に必要な事項をとりこゝな小冊子にまとめたもの。

文部省推薦圖書紹介

◇生産と勞働(藤野義孝) 本書は、戦時時局下に於けるわが國の勞働能力について論究したものである。著者によれば、「勞働科學的根據を究明するものであつて、生理學、心理學等の科學に關聯する。そして、勞働能力の最高度の發現は、人間が人格として活動する場合に期待できるとする。本書は右の如き見方から戦時時局下におけるわが國の勞働・生産の實際について説いたものである。主な内容の二三を掲げてみると

一、勞働時問題、勞働力の保持と強化、戦時時局下に於ける勞働力の見直し、戦時軍需工業の勞働について

二、勞働者の論議はあくまでわが國家・國民の立場に立つてをり、来るべき國際間の産業戦に應ずる心構へをもつて説かれてゐる。(前六三三頁、發行、東京市輪船町有楽町一、二丁目五番五、電話二二六、送料不取)

週報

昭和十四年三月一日印刷發行

編輯部 内閣情報部
東京市神田區水田町
内閣總理大臣官舎内
發行部 内閣印刷局
東京市神田區大塚町

定價 一部 五圓二十錢
一ヶ年(前金) 一圓四十錢
(外局郵便に依る場合は一ヶ年四圓八十錢)

内閣印刷局發行課
電話九ノ内三三三—九
振替東京一九〇〇〇番

全國各地官報販賣所
東都書籍株式會社
東京市神田區錦町一—二三
振替東京九三三九〇番
各書店・驛書店

注意 御 本誌より贈答の場合は必ず「贈答券」を内閣情報部編輯部第三部郵送係へ送付して下さい。本誌記事の無断転載は固く禁止し、複製記事に對する御苦情を願ひに關しては、編輯部にお知らせ願ひ下さい。御意見を他へお送りの場合は郵致「五五五」本誌へ廣告御苦情の向は内閣印刷局へ

同盟通信社發行
二月二十三日發行 (二十卷八號)

發行日曜木週毎

物價統制對策の新局面
物價統制の混雜と價格形成への出發
生糸相場暴落と物價政策
小賣物價の暴落と物價政策
横行する關稅
白熱化する列國の建艦競争(上)
フランス民主制の危機、ベルチナクス
ビルマの反英騷擾

實業對策とその實踐(上)
議會だより

國際經濟週報

國內概観
海外概観
國內ニュース
海外ニュース
通商貿易情報
國際商品情報
内外市況
銀行會社近況
統計(財政、金融、貿易統計、商品集積、輸給高、金利、為替、商品相場)

定價 四六倍列八十餘頁
一部 二五錢郵稅一錢
半ヶ年 六圓五十錢
一ヶ年 十二圓五十錢

パツタナンパー進呈
郵券三錢封入御申込乞ふ

昭和十四年版
理想的な年鑑・經濟的な年鑑

△どの頁を開いても取材の最新精確親切な年鑑!!
△どんな疑問でも之さへあればすぐ氷解する重寶な年鑑!!
△他のどの年鑑に比べても最大の内容を有する年鑑!!

時事年鑑

泉源の識智際實
書全科百の備必戸萬

に冊一
鑑年大合綜す盡をて凡
の唯一
頁〇〇八々堂判倍六四

定價 四六倍列八百餘頁
金二圓五十錢
送料内地 三十三錢
外地 六十二錢
内容見本通呈御申込乞ふ

東京市京橋區
電話 九ノ八四座銀
電話 九ノ八四座銀

東京市京橋區
電話 九ノ八四座銀
電話 九ノ八四座銀

内閣印刷局發行圖書目錄

官報	1月 0.93 1日 0.03 1日 8.00 1日 0.06 1日 2.40 (前金)	昭和十二年第六十二次銀行局年報 { 送料 8.80 送料 0.14	銀行總覽 昭和十二年 2.60
週報	昭和十二年 上欄(1號-37號) 1.85 下欄(38號-68號) 1.30 昭和十三年 上欄(69號-89號) 1.30	無盡債法 12.00	無盡債法 規 0.23
週報合本	昭和十二年 上欄(1號-37號) 1.85 下欄(38號-68號) 1.30 昭和十三年 上欄(69號-89號) 1.30	外國爲替管理法及關係命令 { 送料 0.20 送料 0.08	外國爲替管理法及關係命令 { 送料 0.20 送料 0.08
高貴週報	1部 0.10 (前金) 4.80	文部省	國體の本義 0.35
月刊法令全書	送料 0.14	我が國に於ける和道	我が國に於ける和道 0.20
官報刊行圖書月報	送料 0.08	我が國に於ける和道	我が國に於ける和道 0.20
職員手帖	昭和十三年 7月現在 送料 0.80	孝子徳行録	孝子徳行録 0.30
昭和十四年職員手帖	送料 0.40	教學叢書	第一編 0.55 第二編 0.45 第三編 0.10
第七十三回帝國議會議事速記錄集	送料 0.88	學校體操教授要目	第一編(教育學) 0.15 第二編(哲學) 0.85
內閣統計月報	13年 0.15	日本學務委員會報告	第一編(哲學) 1.00 第二編(國語國文學) 1.10 第三編(國語國文學) 1.10
月刊統計時報	0.35	青年學校關係法令追録	青年學校關係法令追録 0.20
企業院圖書	月刊企 0.30	保存行政關係法規	保存行政關係法規 0.60
重要礦物資源資料目錄	昭和十二年第六號 送料 0.09	農林省	米穀關係法規 0.25 水産會關係法規 0.80 輸出水産物取締關係法規 0.80
重要礦物資源資料目錄	昭和十二年第六號 送料 1.00	輸出水産物ノ生産並ニ輸出統計表	輸出水産物ノ生産並ニ輸出統計表 0.80
重要礦物資源資料目錄	昭和十二年第六號 送料 2.20	中華民國北支中支新政府並滿洲國	中華民國北支中支新政府並滿洲國 0.85
昭和十二年人口動態統計	送料 0.14	水産物輸入關稅及同輸入統計表	水産物輸入關稅及同輸入統計表 0.08
昭和十二年死因統計	送料 0.14	米國ニ於ケルレイヨン關係取引	米國ニ於ケルレイヨン關係取引 0.25
外務省	條約彙纂(一般國際條約) 第八卷 送料 8.00	取締規則下礦物內容表示圖	取締規則下礦物內容表示圖 0.03
大藏省	英文日本財政經濟年報(1937年) 2.00	商工省	昭和工場統計表 6.50
大藏省第六十二回年報	上欄 5.00 中欄 6.00 下欄 8.00	輸出入品等ニ關スル臨時措置(第一二三號)	輸出入品等ニ關スル臨時措置(第一二三號) 0.90
日本外國貿易年表	上欄 5.00 中欄 6.00 下欄 8.00	厚生省	退職積立金及退職手當法關係法令 0.12
日本外國貿易年表	上欄 5.00 中欄 6.00 下欄 8.00	會計検査院	會計検査法規 0.70
主稅局第六十三回統計年報書	4.50	會計検査院	會計検査法規 0.70
主稅局第六十三回統計年報書	2.00	十二年刊行帝國決算統計	十二年刊行帝國決算統計 4.50
主稅局第六十三回統計年報書	0.14	南洋廳法令類聚	南洋廳法令類聚 9.00
臨時資金調用法令(附實施細則)	0.16		
臨時資金調用法令(附實施細則)	2.20		
臨時資金調用法令(附實施細則)	0.08		
臨時資金調用法令(附實施細則)	2.20		
臨時資金調用法令(附實施細則)	0.10		

申込所 { 内閣印刷局發行圖書 課所店 (東京、直轄、支那、南洋、各地方) }
 { 全國各地官報發行所 課所店 }

露光量違いにより重複撮影

断じて安い保険料!

愛國生命

本社・東京日比谷

内閣印刷局発行圖書目録

内閣	圖書	價格
官報	昭和十二年第六十二次銀行局年報	3.80
	銀行總覽(昭和十二年)	2.50
	無盡業關係法令	0.15
	國債法規	12.00
	外國爲替管理法及關係命令	0.22
	外國爲替管理法及關係命令	0.20
	外國爲替管理法及關係命令	0.03
	文部省	0.35
	國語の本義	0.35
	我が國語に於ける和漢語の關係	0.20
週報	週報(昭和十二年)	1.85
	週報(昭和十三年)	1.30
	週報(昭和十三年)	1.30
	週報(昭和十三年)	1.30
	週報(昭和十三年)	1.30
	週報(昭和十三年)	1.30
	週報(昭和十三年)	1.30
	週報(昭和十三年)	1.30
	週報(昭和十三年)	1.30
	週報(昭和十三年)	1.30
法令	銀行法	0.14
	銀行法	0.14
	銀行法	0.14
	銀行法	0.14
	銀行法	0.14
	銀行法	0.14
	銀行法	0.14
	銀行法	0.14
	銀行法	0.14
	銀行法	0.14

露光量違いにより重複撮影

大和魂のこもつて居る

ニッサン トラック. バス

標語懸賞募集

自動車 の戦線に於ける活躍、戦後の産業強化、生産擴充への寄與貢獻、並に國産車の飛躍的發展に關する國民各位の御理解御認識に對し深く感謝致します。

日滿支 て、使用される自動車は、總て國産車たらしむ可き御愛顧心を以て、國産優秀車御信頼の上、**ニッサン** 御愛用願します。

ニッサン は、數に於ても既に群を抜き、質に於ては優秀堅牢、經濟的強力車として確固不拔の御信用と御愛顧を頂いて居ります。

此機會 に於て、國産自動車工業の躍進確立、國産愛用、國産信頼、自動車愛護等を基調とし、**ニッサン** 自動車の優秀性を宣揚したる標語を求め、廣く御應募を願ふ次第であります。

- 營業所**
- 大阪 大阪市西區江戶堀上通
 - 名古屋 名古屋市中區大池町
 - 京都 京都市中區錦町
 - 神戸 神戸市東區洲町
 - 福岡 福岡市東區西門
 - 千葉 千葉市新町
- 全国各地に販賣店あり

規定

一、用紙 必ず官製はがきを御使願
 又はインキにて左記三項御記入
 本廣告(一枚一句)の雜記名
 住所姓名は必ず表面に御記入の事
 昭和十四年三月十日
 昭和十四年四月十日
 募集期間は四月十日
 又御問合せは御容懇願
 東京市麹町區丸の内二丁目、日産自動車
 株式會社ニッサン機務課
 宛先

賞金
 一等賞 壹百圓 (又は債券) 一名
 二等賞 伍拾圓 (同) 二名
 三等賞 拾圓 (同) 三名
 四等賞 伍圓 (同) 四名
 選外佳作壹百名に記念品を呈す
 尚又同家は先着を採り先着標語
 の案は賞金に當りません

東京・日産自動車販賣株式會社

(判[A5] 格規定國はき大の書本)